

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
1	ヒヤリング	2020/4/9	7項目 (資料②-1)	設置許可時の議論を踏まえ、7項目の保安規定条文への反映に係る基本的な考え方について、資料上で明確にし、説明すること。 (第2条「基本姿勢」として反映したことに対する基本的な考え方。「基本姿勢」と安全文化醸成活動、品質方針との関係。KKのみならず他サイトの保安規定へ展開した理由等、を含む。)	資料②-1 スライド1	・安全文化醸成に関わる事項としての考えを具体的に記載した。具体的には、安全文化の観点から第2条に反映すること、基本姿勢として要約したこと、継続するために品質保証活動とし第3条に紐づけることを記載した。 ・また、基本姿勢は社としての共通の姿勢と考え、3発電所に展開したことを記載した。	済
					資料②-1 スライド6	保安規定に定める基本方針、品質方針、安全文化の方針等の関係を整理し、基本姿勢と品質方針の関係を明確にして記載した。	済
2	ヒヤリング	2020/4/9	7項目 (資料②-2)	No.1の福島第一の覚悟と実績について、実績は条文にするのは難しいので資料で明確にして説明すること。	資料②-2 p2	福島第一の取組実績は、説明資料に反映することとし、代表例(汚染水対策、プール内燃料の取り出し、燃料デブリ取り出し)を追記した。	済
3	ヒヤリング	2020/4/9	7項目 (資料②-2)	説明に当たっては、改革プランと監視室、外部レビューなどの役割と関連性、QMSの監査も含めて整理した上で説明すること。	資料②-2 p5	当社の監視を中心とした社内組織として、内部監査室、原子力安全監視室、原子力改革特別タスクフォースの関係を図に整理した。また、WANO等の社外組織も含め、主な役割と組織との相関関係図として記載した。	済
4	ヒヤリング	2020/4/9	7項目 (資料②-2)	資料②-2 No.6の組織改編に係る説明について、当該記載だと誤解を招く記載となっているため記載を適正化すること。	資料②-2 p8	No6の記載は、社長の責任について明記することが目的であり、組織改編に係る説明は誤解を招くことから記載を削除した。	済
5	ヒヤリング	2020/4/9	7項目 (資料②-2)	説明内容において、マネレビにおいて未達や不十分だった場合、どのような対応を取るのか、全体的にPDCAのAの記載に乏しいことから、記載を充実化すること。	資料②-2 p2~9	No1~No7の各項目の”主要な取組と具体的な業務内容”において追記を図った。追記した内容は、各要素に応じて、PDCAを回すものについて、実施する内容に対し、どのような場合に改善策を講じるのかを記載した。	済
6	ヒヤリング	2020/4/9	7項目 (資料②-2)	No.4リスクに係る取り組みの説明において、ハザードのインプット、すなわち新しい知見への対処については記載されていないので、実施するのであればその旨記載すること。	資料②-2 p6	新しい知見をリスクとして管理するため国内外の情報収集を行い、設計基準への影響をもとに検討のインプットにしていることから、その旨を記載した。	済
7	ヒヤリング	2020/4/16	7項目 (資料②-1)	P.6 安全文化醸成の基本方針を品質方針へ統合する時期について明確化すること。	7項目 (資料②-1)	4/21審査会合資料(資料1-3-1)へ反映する。	済
8	ヒヤリング	2020/4/16	7項目 (資料②-1)	3条の記載において、基本姿勢と品質方針が並列に記載されているが関係性が不明確であることから明確化すること。	7項目 (資料②-1)	4/21審査会合資料(資料1-3-1)へ反映する。	済
9	ヒヤリング	2020/4/16	7項目 (資料②-2)	P.5 原子力安全監視室と原子力改革タスクフォースのそれぞれの役割、関係性についてより詳細に記載すること。	7項目 (資料②-2)	4/21審査会合資料(資料1-3-2)へ反映する。	済

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
10	ヒヤリング	2020/4/16	審査・資料提出 スケジュール (資料③)	提出予定資料について、先行電力にて提出している審査資料を踏まえ不足の無いこと、及び東京電力特有の資料について説明すること。	回答資料①	回答資料①にて説明する。	済
11	ヒヤリング	2020/4/16	審査・資料提出 スケジュール (資料③)	サーベイランスについてはROP導入に伴う保安規定審査基準改正により実条件性能確認が必要とされているため、SA設備のサーベランスについてもその観点で説明すること。	別途作成	別途、SA設備に係るLCO/AOT設定の説明に合わせて説明する。(5月末頃)	済
12	ヒヤリング	2020/4/17	17条の7 (参考資料①)	P.11 添付3実施基準1.1(1)(セ)c. 本社対策本部との情報共有について  先行電力に記載のある「発電所対策本部が事故対応に専念でき、また、発電所内外へ広く情報提供を行う。」について、現状KKIには記載されていないが、目的の明確化という観点で記載の可否を検討すること。	各社比較表 p11 (回答資料②)	目的の明確化のため、設置許可通りの記載に変更した。	済
13	ヒヤリング	2020/4/17	17条の7 (参考資料①)	P.20 添付3実施基準1.2(1)ウ(ウ) 複数のアクセスルートの確保及び選定について  先行電力では「複数のアクセスルートより早期に復旧可能なアクセスルートを選定する」旨記載があり、KKIにおいては複数のルートの確保と選定について別々に記載され、分かりにくい点、明確化を検討すること。	各社比較表 p20 (回答資料②)	「複数のアクセスルートより早期に復旧可能なアクセスルートを選定する」旨追記した。	済
14	ヒヤリング	2020/4/17	17条の7 (参考資料①)	P.23 添付3実施基準1.3(1)ウ 炉心の著しい損傷時の水素制御について  現状の記載案では、先行電力にて記載のある、炉心の著しい損傷時の水素爆発に係る手順について、設備の相違との理由で記載がされていないが、水素監視等の手順はあると考えられることから、その関係を含め、記載の可否を検討すること。	各社比較表 p23 (回答資料②) (回答資料④)	PWRは、燃料損傷直後に発生する水素ガスの濃度を制御することが原子炉格納容器の破損を防止するために重要である。  一方BWRは、水素ガスよりも水の放射線分解で発生する酸素ガスの方が重要となる。  酸素ガスの発生には時間を要するため、BWRにおいて原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき判断基準は、設置許可に記載した通り、格納容器圧力が限界圧力に達する前、又は、格納容器からの異常漏えいが発生した場合の判断基準とする。	済

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
15	ヒヤリング	2020/4/17	17条の7 (参考資料①)	P.23 添付3実施基準1.3(1)エ(ア), (イ) 主語の明確化について 柱書に発電GM及び防災安全GMと主語が2箇所現れているが、その後の(ア), (イ)の項における業務ではそれぞれ別の箇所が実施するとのことであるため、記載を適正化すること。	各社比較表 p23 (回答資料②)	発電GMと防災安全GMの役割の明確化から、(ア)及び(イ)項に主語を明記した。	済
16	ヒヤリング	2020/4/17	17条の8 (参考資料①)	P.35 添付3実施基準2.1(3)(ア) 可搬SA設備の保管に係る竜巻への考慮について 可搬SA設備の保管に係る対策において、竜巻に対する考慮が記載されていないが、添付2(自然現象)に記載があるものの、当該箇所においても明確化のため、記載を検討すること。	各社比較表 p35 (回答資料②)	当社の設置許可では、竜巻により大規模損壊には至らないと評価している。 このため、竜巻の分散配置については「添付2 6. 竜巻6.4手順書の整備(1)飛来物管理の手順イ」にて記載している。 また、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した上で、影響を受けない場所に分散して配備することとしており、この旨は、(イ)項に記載済みである。	済
17	ヒヤリング	2020/4/17	17条の8 (参考資料①)	P.41 添付3実施基準2.2(5)イ(ア)a. 大規模な火災発生時の消火手順 消火活動時の通信手段についての記載が先行電力との「運用の相違」ということで当該箇所については省略されているものの、明確化のため記載を追記することを検討すること。	各社比較表 p41 (回答資料②)	コメントを踏まえて以下を追記した。 自衛消防隊による消火活動を行う場合でも、消防用に使用する無線連絡設備の回線と事故対応用の無線連絡設備の回線は同一であることから、緊急時対策本部との継続した連絡が可能である。	済
18	ヒヤリング	2020/4/17	12条 (参考資料①, TS-58)	TS-58にて防災体制に係る説明はあるが、保安規定12条の各条項における説明が不足していることから、別途説明すること。	各社比較表 p50 TS-23 (回答資料③)	4項については、TS-23にて緊急時対策要員の力量確保の考え方を説明する。 5項以降については、TS-43にて緊急時対策要員確保の考え方を説明済み。(4/24)	済
19	ヒヤリング	2020/4/17	12条, 17条の 7,8 (参考資料①)	緊急時対策要員について、KKは「発電所内」に必要な人員を全員常駐させるということであるが、その旨を示す明確な記載が無いことから、明確化を検討すること。	各社比較表 p8, p9, p32 (回答資料②)	17条7実施基準 1.1(1)ア.の(ク)b.及び(サ)a.、17条8実施基準 2.1(1)に明確な記載あり。 ただし、17条7では「発電所内」、17条8では「発電所構内」と相違があるため、「発電所構内」に統一した。	済
20	ヒヤリング	2020/4/24	TS-23	資料3「重大事故等対応に係る机上訓練における成立性確認」(P36) 訓練対象者「復旧班員」とあるが保安規定に基づく所属・役割が不明確(緊急時対策要員か否か)のため明確化すること。	TS-23 (回答資料⑤)	教育対象者が、緊急時対策要員の復旧班員であることを明確にした。	済

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
21	ヒヤリング	2020/4/28	17条の2 (参考資料③、 TS-46)	内部溢水特有の資機材は無いと整理しており、TS-46の資機材一覧は「なし」としている。一方、地震・津波発生時の対応に必要な資機材を配備すると保安規定添付2には記載があるが、TS-46の資機材一覧には「なし」としており不整合が生じているため、別途説明すること。	各社比較表 p2, p8 (回答資料⑥)	工認上は内部溢水、地震及び津波に関する資機材は無いが、保安規定17条に定める他の事象との横並びの観点から、保安規定17条の2及び添付2の内部溢水について「資機材の配備」を追加した。 なお、今後内部溢水、地震及び津波に関する資機材を配備した場合には同規定に基づき管理する。	済
22	ヒヤリング	2020/4/28	17条の2 (参考資料③)	比較表P8 添付2実施基準2.3(1)ア.(イ) 内部溢水 溢水発生時の措置に関する手順について「燃料プール冷却浄化系やサブプレッションプール浄化系が機能喪失した場合の、残留熱除去系による～」について「場合”の”」は不要ではないか。文章の記載の適正化をすること。	各社比較表 p8 (回答資料⑥)	コメントを踏まえ、「場合“の”」を記載の適正化の観点から削除した。	済
23	ヒヤリング	2020/4/28	17条の2 (参考資料③)	比較表P9 添付2実施基準2.3(1)ア.(ク) 「定検作業時」について、ROP改正をふまえ、用語の修正を検討すること。	各社比較表 p9 (回答資料⑥)	新規制基準(ROP)の法令改正をふまえ、「定検作業時」から「定事検停止時等の作業」へ用語の修正を実施する。また、保安規定条文におけるROPに係る用語はこれ以外の箇所についても適宜修正を行っていく。 なお、「定事検停止時等」としたのは、当該号機の定事検停止時に限らず、作業により防護対象設備の不待機や扉の開放等を行う場合は必要な安全機能が損なわれないよう管理することを、明確にするため追記した。	済
24	ヒヤリング	2020/4/28	17条の4 (参考資料③)	比較表P20. 添付2実施基準4.4 地震 手順書の整備について 津波や竜巻では、自然現象発生により設備の健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備の確保や補修により安全機能を維持する」とした記載はあるものの、地震発生時の代替設備の確保は必要なのか検討すること。	各社比較表 p20 (回答資料⑥)	耐震重要度に応じてそれぞれの耐震クラスが設定されており、設置許可においても代替設備の確保等に関する記載はないが、保安規定17条に定める他の事象との横並びの観点から、津波、竜巻と同様に地震においても「代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間における補修の実施等」に係る規定を追加した。 なお、原子炉スクラムが発生しないような地震によりLCOに定める安全設備に不具合が発生した場合は、要求される措置に従い対応する。	済

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
25	ヒヤリング	2020/4/30	17条の3 (TS-78)	P11 炉規則第八十四条の二 五号イの対応について【先行との比較】 改良型フィルタ閉塞時間について、先行電力は210分に対して東電K7は24時間以上の評価結果としている。 評価において、風速や気中火山灰濃度の影響を説明すること。 また、試験条件における試験風速(2.03m/s)とした根拠を示すこと。	17条の3 (TS-78改訂1) P105,106 資料3	風速がクリティカルなパラメータであること、及び可能な限り改良型フィルタの有効面積を稼ぐことで面風速を低減した結果であることを追記した。 また、運転時の系統風量および有効面積から算出した過程を記載した。	済
26	ヒヤリング	2020/4/30	17条の3 (TS-78)	P29 各対応手段に対する必要設備について 炉規則第八十四条の二の炉心の著しい損傷を防止するための対策として、必要な設備に格納容器ベント(FCVS)が含まれるか整理すること。	17条の3 (TS-78改訂1) P30,31 資料2	火山影響等発生時における炉心冷却のための対応手段に、格納容器ベント(FCVS)が含まれることを明記した。	済
27	ヒヤリング	2020/4/30	17条の3 (TS-78)	P48 火山影響等発生時における炉心冷却のための対応フロー 火山噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合の対応着手法までのフローをP9の「原子炉の停止基準及び火山灰対応の着手基準判断フロー図」と整合させること。	17条の3 (TS-78改訂1) P48 資料2	火山影響等発生時における炉心冷却のための対応フローにおいて、「原子炉の停止基準及び火山灰対応の着手基準判断フロー図」と火山噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合の対応着手法までのフローが整合するよう記載を見直した。	済
28	ヒヤリング	2020/4/30	17条の3 (TS-78)	TS-78 高濃度火山灰対応について 先行電力のTS-78と比較して、先行電力にあつて当社の説明資料にないものがあれば、その理由を明確にすること。	回答資料⑦	回答資料⑦「大飯発電所と柏崎刈羽原子力発電所との審査資料記載事項の比較表」に示すとおり、先行電力との比較を行い、その差異理由について明確化した。	済
29	ヒヤリング	2020/4/30	17条の3 (TS-78)	P99 改良型フィルタの性能試験について 試験装置の灰受けを設けることが実機を模擬することに対して影響がない旨を資料で説明すること。	17条の3 (TS-78改訂1) P104,105 資料3	架台にフィルタを設置しており実機においてもフィルタにより叩き落とした灰が落下する挙動となる旨を追記した。また、架台にとりつけたフィルタのポンチ絵を追加した。	済
30	ヒヤリング	2020/4/30	17条の3	添付2において火山と積雪をまとめているが、積雪発生時に係る体制の整備を保安規定上どのように位置づけているのか説明すること。	17条の3 参考資料③ p.11	保安規定の条文上、火山影響等発生時の体制の整備は第17条の3、積雪を含むその他自然現象発生時の体制の整備は第17条の4に規定をしている。 また、保安規定の添付2においては、建屋屋上に堆積した積雪の除去等、積雪発生時の体制の整備に係る規定は、火山影響等発生時の体制の整備に係る規定と同様であることから、火山と積雪をまとめて記載している。	済

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
31	ヒヤリング	2020/5/8	審査資料全般 (回答資料①)	回答資料①の「先行PWR電力との差異理由」で「ROP保安規定において説明」と記載している箇所はROPIにて説明した箇所を示すこと。	回答資料① (改訂1)	ROPIにて説明した箇所を回答資料①に赤字追記した。	済
32	ヒヤリング	2020/5/8	12条 (回答資料③)	保安規定第12条の表12-3で記載されている緊急時対策要員50名以上が構内で常駐していることを確認する方法を示すこと。	【回答資料⑧】 緊急時対策本部 運営要領	保安規定12条の要求事項については、3次マニュアル「緊急時対策本部運営要領」に記載している。具体的な要員数の確認手段や記録方法について記載した改訂案を示す。	済
33	ヒヤリング	2020/5/12	17条 (参考資料⑤)	P3.P5 17条 計画の策定について 17条本文の「計画」が何かを説明資料上明確にすること。添付2の火災防護計画と同じものなのか。	【回答資料⑨】 各社比較表p3 (参考資料⑤)	17条本文の「計画」は火災防護計画等の社内マニュアルであり添付2と同じである。社内マニュアル上の承認者は部長であるため所長から部長に変更した。 計画が何を指すかについては、他事象も同様に説明資料で明確にする。	済
34	ヒヤリング	2020/5/12	17条 (参考資料⑤)	P7 17条 教育訓練の実施について 1.3(1)イ.(ア) 外部火災発生時の予防散水に関する教育訓練に対して、外部火災発生時の消火活動に関する教育訓練がどの項目で規定されているかを明確にすること。	【回答資料⑨】 各社比較表p7 (参考資料⑤)	外部火災発生時の消火活動については、p7のウ。「火災が発生した場合の消火活動」で教育訓練を規定している。	済
35	ヒヤリング	2020/5/12	17条 (TS-71)	P2 格納容器内における火災の感知・消火について 格納容器内の火災感知器を原子炉停止時に取り替えるとのことだが、どの程度の物量を取り替えるか説明資料上明確にすること。 また、火災感知器の取替えについてどこに規定されているか明確にすること。	【回答資料⑩】 TS-71  【回答資料⑨】 各社比較表p11 (参考資料⑤)	格納容器内の火災感知器として、熱感知器及び煙感知器を設置しており、プラント停止時に健全性を確認し、機能喪失した感知器の取替を行うこととしており、その旨をTS-71に追記した。 また、火災感知器の取り替えは、火災の実施基準の「ナ. 保守管理、点検」の条文に基づき、保守管理計画を定め実施する。	済
36	ヒヤリング	2020/5/12	17条 (TS-68)	P3 一般火災対応要員とSA/大規模損壊時の火災対応の要員について 一般火災発生時に備えた10名以上の体制について、より分かり易く説明すること。	【回答資料⑪】 TS-68	一般火災では、プラント内やその他区域によって対応する要員が異なるため最小値を記載している。その火災の発生場所により対応要員が異なる旨をTS-68にて明確にした。	済
37	ヒヤリング	2020/5/12	17条 (TS-23)	P67 火災発生時の教育訓練について 火災発生時の対応訓練に「原子炉格納容器内の火災対応訓練」を明記すること。	【回答資料⑫】 TS-23	火災発生時の教育訓練について 火災発生時の対応訓練に「原子炉格納容器内の火災対応」が含まれていることをTS-23に明記した。	済

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
38	ヒヤリング	2020/5/12	17条 (参考資料⑤)	P10 外部火災によるばい煙発生時の対応について バグフィルタの取替え清掃等が運用上不要である理由を明記にすること。	【回答資料⑨】 各社比較表p10 (参考資料⑤)	ばい煙発生時には、ばい煙の侵入防止のためダンパを閉止する運用となっており、ダンパを閉めた後は後段のバグフィルタの差圧を確認しても差圧の変動は顕れないので確認の行為は定めないこととする。 なお、通常時からフィルタ差圧は監視しておりダスト等で差圧が上昇した場合は、通常の保守管理の範囲で取り替える運用としている。	済
39	ヒヤリング	2020/5/12	118条 (参考資料⑤)	【その他】 P15 表118-1 所員への保安教育について 非常の場合に講ずべき処置に関する保安教育内容のうち、その他自然災害発生時と有毒ガス発生時をまとめて教育する記載としている。内容に相違がないため先行電力に記載を合わせる。	【回答資料⑨】 各社比較表p15 (参考資料⑤)  【回答資料⑫】 TS-23	非常の場合に講ずべき処置に関する保安教育内容のうち、その他自然災害発生時と有毒ガス発生時の項目をまとめて記載していたが、項目を分けて記載することとした。	済
40	ヒヤリング	2020/5/12	17条 (参考資料⑤)	【その他】 P9 先行電力の中央制御盤内における火災発生時の対応に記載されている火災発生箇所が特定できない場合を想定したサーモグラフィカメラ等を使用する消火活動は、当社設置変更許可にも記載されているため規定する。	【回答資料⑨】 各社比較表p9 (参考資料⑤)	以下の一文を保安規定に追加した。 「さらに、火災の発生箇所の特정이困難な場合も想定し、サーモグラフィカメラ等、火災の発生箇所を特定できる装置を配備する。」	済
41	ヒヤリング	2020/5/12	17条の6 (参考資料⑤)	【その他】 P4 資機材等の整備について 各項目に関わる主語となるグループを明確にする。	【回答資料⑨】 各社比較表p4 (参考資料⑤)	規定の主語を明確にした。	済
42	ヒヤリング	2020/5/12	17条の6 (参考資料⑤)	【その他】 P4 警報装置及び通信連絡設備について 異常時の対応に関する手順にSPDSが含まれることを明確に規定する。	【回答資料⑨】 各社比較表p4 (参考資料⑤)	異常時の対応に関する手順に安全パラメータ表示システム(SPDS)が含まれる旨を保安規定に明記した。	済

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
43	ヒヤリング	2020/5/12	17条の2 (コメントNo.23)	「定事検停止時”等”」の具体的な内容について、説明資料に明記すること。 【その他】 内部溢水の定事検停止時等における運用管理については、作業時の状態管理として必要なものであることから17条(火災)の添付2実施基準にも反映する。	【回答資料⑬】 各社比較表 (参考資料③)  【回答資料⑭】 TS46	コメントNo.23にて回答した内容について、TS46に追記した。 また、17条の1火災に関しても定事検停止時等における運用管理については内部溢水と同様、作業時の状態管理として必要なものであることから、実施基準に記載を追記した。	済
44	ヒヤリング	2020/5/12	17条の2 (コメントNo.24)	地震後(原子炉スクラムせず)ブローアウトパネルが開放した場合、重大事故等対処設備のブローアウトパネル閉止装置により閉止したとしても保安規定第49条(原子炉建屋)の要求される措置である「原子炉建屋原子炉棟を負圧に保つための措置を講じる」が満足したことにはならないことを明記すること。	(LCO条文説明 時に示す予定)	保安規定第49条(原子炉建屋)に係る文書に左記のコメントの内容を記載する。	済
45	ヒヤリング	2020/5/15	17条の3 (TS-78)	P46 第4 図 火山影響等発生時における対応のタイムチャートについて 項目イ、ロ、ハのタイムチャートの対応関係を明確にすること。 (ハ、ロがイのバックアップ手段ならばそれを明確にすること)	17条の3 (TS-78_改訂1) P46 資料2	第4図「火山影響等発生時における対応におけるタイムチャート」において項目ハ、ロの対応事項が項目イの対応事項のバックアップ手段であることを明記した。	済
46	ヒヤリング	2020/5/15	17条の3 (TS-78)	P46 格納容器ベント操作において、フィルタ装置の水位調整準備(ドレン移送ポンプの水張)が降灰後に実施することとしている。 降灰前後の作業を整理して、降灰後の屋外作業がある場合は視認性に対する見解を説明すること。	17条の3 (TS-78_改訂1) P46 資料2 別紙1(参考) 追加 P88~91	格納容器ベント操作のうち、「フィルタ装置水位調整準備」及び「フィルタ装置水位調整等」は降灰後に実施する屋外作業であるため、その旨をタイムチャート上に明記した。 また、降灰後の屋外作業の視認性に対する評価を行い、説明資料に追加した。	済



No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
47	ヒヤリング	2020/5/15	17条の3 (TS-78)	P46 第4図 火山影響等発生時における対応のタイムチャートについて タイムチャートにおいて同じ要員が複数の作業をするのであればその動線が分かるようにすること。	17条の3 (TS-78_改訂1) P46 資料2	降灰前に通信連絡設備の確保作業を行う緊急時対策要員と、16時間後に格納容器ベント操作のフィルタ装置水位調整準備を行う緊急時対策要員は異なる者である。前者は発電所に常駐している者が、後者は噴火後に参集する者が対応する。 それが分かるようにタイムチャートを修正した。	済
48	ヒヤリング	2020/5/15	17条の3 (TS-78)	P24 改良型フィルタを取り付ける非常用ディーゼル発電機が2台でその対象が決まっているのであればそれを明確にすること。	17条の3 (TS-78_改訂1) P24 資料2	改良型フィルタ取り付け後に、非常用ディーゼル発電機A、B系の2台運転を行う。 給気ラインに改良型フィルタを取り付ける非常用ディーゼル発電機は、A、B系であることを明記した。	済
49	ヒヤリング	2020/5/15	17条の3 (TS-78)	P57 第14図の図名称を説明の目的が理解しやすい名称に見直すこと。	17条の3 (TS-78_改訂1) P57 資料2	・第14図の図名称を「5号炉緊急時対策 換気経路の確保」に見直した。	済
50	ヒヤリング	2020/5/15	17条の3 (TS-78)	P52, P93 改良型フィルタ取付け時の必要要員数が非常用ディーゼル発電機何台に対して何人必要なのか明確にすること。	17条の3 (TS-78_改訂1) P52,97 資料2	非常用ディーゼル発電機A、B系の2基に改良型フィルタ取り付け。1基あたり2名で、並列でA系B系同時に対応する。この作業の流れをタイムチャートに明記した。	済
51	ヒヤリング	2020/5/15	17条の3 (TS-78)	P48 第5図 火山影響等発生時における炉心冷却のための対応フローと 第7図, 第11図, 第13図 対応手順の概要について、対応関係を明確にすること。	17条の3 (TS-78_改訂1) p.48～56 資料2	各図に対してイ、ロ、ハのどの対応かがわかるよう、図名称に追記した。	済
52	ヒヤリング	2020/5/15	17条の3 (TS-78)	P88 火山影響等発生時の炉心冷却に有効な手段の選定について 非常用ディーゼル発電機の補機類の影響評価を説明している資料と紐づけをしておくこと。	17条の3 (TS-78_改訂1) P92 資料2	非常用ディーゼル発電機の補機類の影響評価等を資料4「降下火砕物に対して評価すべき施設の抽出」に記載している旨を追記した。	済

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
53	ヒヤリング	2020/5/15	17条の3 (TS-78)	P100 改良型フィルタの性能試験について 実機はルーバーが設置されているが、性能試験はルーバーを考慮せず保守的に評価しているとの説明であったが、その旨を説明資料に明記すること。 また、試験条件の許容差圧については、DG機関とDG室空調に必要な給気にかかる許容差圧を明確にした上で根拠を説明すること。	17条の3 (TS-78_改訂1) P103,105 資料3	実機においては外気を取り入れる建屋開口に雨滴の侵入を防ぐ目的でウェザールーバが設置されており、これにより降下火砕物の流入も妨げられると考えられるが、改良型フィルタの性能確認においては保守的にウェザールーバによる影響は考慮せず、気中の降下火砕物の全量が流入する想定している。本趣旨を、試験条件の保守性として、説明資料に追記した。 また、許容差圧については給気流路に生じる圧力損失を評価し、非常用ディーゼル発電機機関に許容される圧力損失と非常用ディーゼル発電機を設置した部屋を冷却する送風機に許容される圧力損失を比較したうえで、裕度の小さい送風機の許容差圧を試験条件として設定した旨を追記した。	済
54	ヒヤリング	2020/5/15	17条の3 (TS-78)	P111 「燃料移送ポンプ及び電動機はその構造上から降下火砕物が内部に侵入することはない」について、屋根等で防護する場合は、その旨を明記すること。	17条の3 (TS-78_改訂1) P117 資料4	燃料移送ポンプ及び電動機は新たに設置した建屋内にあるため、降下火砕物の内部への侵入を防ぐことから、その旨を追記した。	済
55	ヒヤリング	2020/5/15	17条の3 (TS-78)	P111 表-3 気中降下火砕物濃度に対する評価対象施設の抽出結果について 原子炉補機冷却海水系ポンプが建屋内に設置されているのであればその旨を追記すること。	17条の3 (TS-78_改訂1) P117 資料4	原子炉補機冷却海水系ポンプが屋内に設置されている旨を追記した。	済
56	ヒヤリング	2020/5/15	17条の3 (TS-78)	【その他】 「ユニット」が号炉を指しているのか、機器を指しているのかわかりにくいので明確にすること。	17条の3 (TS-78_改訂1) p.25,52,62,97 資料2	号炉を指している場合と機器を指している場合があったため、記載を見直した。	済

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
57	ヒヤリング	2020/5/15	17条の3 (TS-78)	【その他】 P45 緊急時対策要員の対応内容にフィルタベントの内容を追記する。	17条の3 (TS-78_改訂1) p.45 資料2	緊急時対策要員の対応内容にフィルタベント操作が含まれることを明記した。	済
58	ヒヤリング	2020/5/15	17条の3 (TS-78)	【その他】 P59 第16 図 火山影響等発生時に使用する通信連絡設備の概要について 凡例にある「緑□」有線系／衛星系から有線系／無線系に修正する。	17条の3 (TS-78_改訂1) p.59 資料2	凡例にある「緑□」有線系／衛星系を有線系／無線系に修正した。	済
59	ヒヤリング	2020/5/15	17条の3 (TS-78)	【その他】 P86 降灰環境下における作業時の対応について 「1 概要 火山影響等発生時の屋外作業はすべて降灰開始前に完了することとしていることから、降灰環境下での作業はない。」コメントNo.46を受け記載の見直しを検討する。	17条の3 (TS-78_改訂1) p.86 資料2	格納容器ベント操作のうち、「フィルタ装置水位調整準備」及び「フィルタ装置水位調整等」は降灰後に実施する屋外作業であり、別紙1において「降灰環境下での屋外作業はないため」との記載を修正した。	済
60	ヒヤリング	2020/5/19	17条の5 (参考資料③)	P3 添付2 実施基準 7.4 手順書の整備 (1) ア.(イ) 化学管理GMの役割と技術計画GMの役割を文章を見直して明確にすること。	【回答資料⑮】 各社比較表p3 (参考資料③)	化学管理GMの役割(敷地内における有毒化学物質の調査)と技術計画GMの役割(敷地外における有毒化学物質の調査、有毒ガス発生時の吸気中の有毒ガス濃度評価)が明確となるよう記載を見直した。	済
61	ヒヤリング	2020/5/19	17条の5 (参考資料③)	P5 添付3 重大事故等及び大規模損壊に係る実施基準 1.3 手順書の整備 保安規定への反映要否の理由の「可動源とSAは重畳しないと整理しているため」をより適切な理由に見直すこと。	【回答資料⑮】 各社比較表p5 (参考資料③)  【回答資料⑯】 TS-10抜粋 (参考資料④)	TS-10 P894に記載の通り、中央制御室及び緊急時対策所に対する可動源の評価が防護判断基準値を下回るよう運用管理をすることとしており、本内容は、添付2ア.(ア)に記載している。	済

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
62	ヒヤリング	2020/5/19	17条の5 (参考資料③)	P5 添付3 重大事故等及び大規模損壊に係る実施基準 1.3 手順書の整備 重要操作地点に行く運転・対処要員の有毒ガス防護に係る規定の 要否を検討すること。	【回答資料⑮】 各社比較表p6 (参考資料③)  【回答資料⑯】 TS-10抜粋 (参考資料④)	TS-10 P894に記載の通り、重要操作地点で操作する対処 要員に対する対応手順としては、特段の防護対策は不要で あり、緊急時対策所に対する固定源及び可動源の評価が 防護判断基準値を下回るよう運用管理をすることとしてお り、本内容は、添付2ア.(ア)に記載している。	済
63	ヒヤリング	2020/5/19	17条の4 (参考資料③)	添付2の実施基準の3. 火災影響等、積雪で単独事象として積雪発 生時の体制の整備を規定しているので、「積雪」が第17条の4(そ 他自然災害発生時等の体制の整備)に含まれることを保安規定にお いて明示してはどうか。 例えば、「その他自然災害(『地震、津波及び竜巻等』をいう)と記載 している箇所に積雪を追加する等。	【回答資料⑰】 各社比較表p4 (参考資料③)	コメントの通り、第17条の4(その他自然災害発生時等の体 制の整備)本文の『その他自然災害(『地震、津波及び竜巻 等』をいう。)]の記載に積雪を追記した。	済
64	ヒヤリング	2020/5/19	17条 (参考資料⑤)	原子炉停止時の格納容器内の火災の感知のための感知器を取替 えることを保守管理として実施することについて、BWR特有の運用要 求事項として保安規定に明記してはどうか。	【回答資料⑱】 各社比較表p11 (参考資料⑤)	添付2 実施基準 火災の1.5 手順書の整備(2)二. 保守管 理, 点検にTS-71をふまえ、 「なお、格納容器内に設置する火災感知器については、起 動時の窒素ガス封入後に作動信号を切り替え、次のプラ ント停止後には速やかに健全性を確認し機能喪失した火災 感知器を取り替える。」を追記した。	済
65	ヒヤリング	2020/5/19	17条 (参考資料⑤)	工認の基本設計方針において、タンクローリによる燃料補給時の火 災防護の運用が記載されている。保安規定にこれを規定してはどうか。	「TS-40 工認で 抽出された運用 内容整理」にて別 途説明	工認記載に係る保安規定へ記載すべき事項について精査 し、別途TS-40の中で整理し説明する。	済
66	—	2020/5/25	17条の5 (参考資料③)	【その他】添付2 実施基準 7.4 ア(ア) 「可動源」の用語の定義を追記する。	【回答資料⑮改 訂1】 各社比較表p3 (参考資料③)	添付2 実施基準 7.4 ア(ア)に可動源の定義を追記した。	済

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
67	ヒヤリング	2020/5/26	66条 (TS-26)	SA設備のサーベイランスについて、実条件確認するための十分な方法であることを説明すること。また、代替の方法とする場合には、検証された方法であることを資料上紐付けて説明すること。 例えば、SA設備がDB設備の代替設備なのであれば、DB設備の実条件確認の方法を示して同等であることを説明する、あるいは異なるようであればそれが十分な方法であることを説明すること。	TS-26回答資料	本コメントを踏まえ、実条件性能を確認するための代替の方法として当社が整理した結果を「実条件性能確認結果」に記載し、これまでのヒアリングにて各条文ごとに説明してきた。 DB設備の代替設備となるSA設備の実条件性能を説明する際には、可能な限りDB設備で整理していた資料も示して、同等に整理していることを説明してきた。 また、記載を充実させるため、各条文でいただいたコメントについても他条文に反映している。	済
68	ヒヤリング	2020/5/26	66条 (TS-26)	「復水移送ポンプ2台運転」と記載しているような箇所について、ポンプが全部で何台あるかわかるように記載すること。	TS-26回答資料 p3/19	66-4-1 低圧代替注水系(常設) 66-5-5 代替循環冷却系 66-6-1 代替格納容器スプレイ冷却系(常設) 66-7-1 格納容器下部注水系(常設) 66-9-2 使用済燃料プールの除熱  ・「復水移送ポンプ2台運転」と記載しているような箇所について、ポンプが全部で何台あるかわかるように記載した。  6月9日のヒアリングにて説明済み。	済
69	ヒヤリング	2020/5/26	66条 (TS-30)	代替措置にて使用する機器の性能について、「SA設備と同程度以上」、「SA設備以上」と記載されている。使い分けて記載しているのならば、どう使い分けしているか、説明すること。	TS-30(改訂1)	「SA設備と同程度以上」の定義を明確にして、TS-30に記載した。	済
70	ヒヤリング	2020/5/28	66条 (TS-80)	P7 SA設備の直流電源のLCO適用期間について、代替のDBA設備の適用期間を踏まえて設定していることは理解したが、代替のDBA設備を踏まえて、どのように設定したか明記すること。同様であれば、その旨を明記すること。	TS-80(改訂1)	SA設備の直流電源のLCO適用期間について、代替のDBA設備と同様に設定した旨を明記した。	済

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
71	ヒヤリング	2020/5/28	66条 (TS-80)	P293 「保安規定変更に係る基本方針」から個別に適用される原子炉の状態を変更することについて、その妥当性は示されているが、併せてその理由も示すこと。	TS-80(改訂1)	KKの上流規定に則した適切なLCO適用期間を設定でき、適用期間外に点検等の保全活動を行うことで設備の信頼性を維持し原子力安全を担保できる旨明記した。	済
72	ヒヤリング	2020/5/28	66条 (TS-25)	P279 右欄の記載の説明の【要求される措置B1.の考え方】において、「原子炉隔離時冷却系と共用する配管又は弁が故障した場合は、高圧代替注水系及び原子炉隔離時冷却系がともに動作不能となるため、要求される措置A1.が実施不可となる。」と記載されているが、要求される措置A1.ではなく、要求される措置A2.ではないか。	TS-25回答資料 P1	当該箇所について、「A1」→「A2」に修正した。 (TS25 66-2-1)	済
73	ヒヤリング	2020/5/28	66条 (TS-25)	P280 概要図において、図の中の弁がどの弁名称なのか、分かりやすく示すこと。	TS-25回答資料 P2	TS25 66-2-1の図中の弁付近に、該当する弁の付番を記載した。	済
74	ヒヤリング	2020/5/28	66条 (TS-25)	P293 高圧代替注水系又は原子炉隔離時冷却系を現場操作により起動するために必要な資機材について、運転上の制限を満たすために必要な資機材を明確にすること。	TS-25回答資料 P3,4 コメント回答資料 P1~7	現場操作により起動するために必要な電動弁の手動操作用レバー及びハンドルが運転上の制限を満たすための設備として整理した。必要な資機材は、社内マニュアルにて適正に管理する。	済
75	ヒヤリング	2020/5/28	66条 (TS-76)	P6 高圧代替注水系の運転確認を実施した場合のサプレッションプール水位の上昇について、想定している水位上昇の程度を示すこと。	TS-76(改訂1)	TS-76 P6(高圧代替注水系の運用について)に高圧代替注水系の駆動蒸気分の流入量を合わせてサプレッションプール水位の上昇率(100mm/h)を追記した。	済
76	審査会合	2020/6/2	7項目	7項目に関して、5/28規制委員会資料及び委員からの意見を踏まえて、保安規定の記載を検討し次回以降の審査会合で回答すること。	第874回、880回 審査会合資料	7月9日及び8月20日の審査会合にて回答済み。	済

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
77	審査会合	2020/6/2	17条の2	設置許可、工事計画を踏まえ内部溢水の資機材は無しとしている。実態は、運転員が使用する長靴や照明等があるが、運転員が日常的に使用するものとして管理されている。内部溢水の対応に必要な資機材であるならば、日常的に管理しているものであっても、保安規定に紐付けて管理したほうがよいのではないか。	第880回審査会合資料	7月30日の審査会合にて回答済み。	済
78	審査会合	2020/6/2	49条	竜巻等でブローアウトパネルが開放した場合、重大事故等対処設備のブローアウトパネル閉止装置により閉止したとしても保安規定第49条(原子炉建屋)の要求される措置である「原子炉建屋原子炉棟を負圧に保つための措置を講じる」が満足したことにはならないので、そのことを保安規定または社内マニュアル等の文書に明記すること。	TS-74(改訂1)	「原子炉建屋原子炉棟を負圧に保つための措置を講じる」が満足したことにはならない旨を保安規定に明記した。 6月23日のヒヤリングにて説明済み。	済
79	審査会合	2020/6/2	17条の3	火山影響等発生時の対応について、非常用ディーゼル発電機の改良型フィルタは想定する降灰継続時間である24時間後においても閉塞しないとのことであるが、自主対策として、改良型フィルタの除灰の手順を準備した方がよいのではないか。	6/2審査会合コメント回答資料	7/14ヒヤリングにおいて、6/2審査会合コメント回答資料にて説明済み。	済
80	審査会合	2020/6/2	17条の3	火山影響等の発生時の対応において、降灰終了の24時間後以降は、改良フィルタが設置されていない非常用ディーゼル発電機(C)の起動により電源供給する場所があるとのことであるが、降灰中に外部電源喪失により、非常用ディーゼル発電機(C)が自動起動し、運転を始めた場合、火山灰を吸い込んで機能喪失することも想定される。後備設備を守る観点から、非常用ディーゼル発電機(C)のブルロック(停止)等の措置を検討してはどうか。	第880回審査会合資料	降灰終了後において、非常用ディーゼル発電機A、B系、外部電源がいずれも復旧ができない場合は、非常用ディーゼル発電機C系による給電を行う。 そのため、非常用ディーゼル発電機C系は、プラント停止判断基準等に基づき原子炉がスクラムした後にブルロックを実施し、降灰継続中は待機状態を維持することで、フィルタの閉塞を防止する。	済
81	審査会合	2020/6/2	17条の3	火山影響等の発生時の対応において、格納容器ベント操作のフィルタ装置水位調整準備等で屋外作業を実施する予定で、当該実施者は設備設置箇所まで徒歩にてアクセスするとのことであるが、屋外作業の成立性について、資料にまとめて示すこと。	第880回審査会合資料	7月30日の審査会合にて回答済み。	済

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
82	ヒヤリング	2020/6/4	66条 (TS-25)	TS-25 P354 低圧代替注水系(常設)の復水移送ポンプの所要数は、運転、起動および高温停止では2台、冷温停止および燃料交換では1台としている。 一方、定検停止時の確認では、2台運転の流量、揚程のみを規定している。冷温停止および燃料交換では1台で運転することを踏まえ、定検停止時の確認は、1台運転の流量、揚程の確認が必要ではないか。 また、1ヶ月に1回の復水移送ポンプの動作確認についても、運転、起動および高温停止では2台を、冷温停止および燃料交換では1台を対象に動作確認することを明確にしてはどうか。	TS-25回答資料 P6,34,35,40	低圧代替注水系(常設)の復水移送ポンプの所要数は、運転、起動および高温停止では2台、冷温停止及び燃料交換では1台であるが、1台運転時の流量、揚程が確認できれば、2台運転時の流量は担保出来るため、定検停止時の性能確認は1台運転の流量、揚程の確認することと記載を変更した。 また、1ヶ月に1回の動作確認についても運転、起動、高温停止においては、復水移送ポンプ2台、冷温停止及び燃料交換においては、復水移送ポンプ1台が動作可能であること確認することを追記した。 なお、66-6-1 代替格納容器スプレイ冷却系、66-7-1 格納容器下部注水系(常設)、66-5-5 代替循環冷却系も同様に1台運転の確認内容に修正した。	済
83	ヒヤリング	2020/6/4	66条 (TS-26)	TS-26 参考資料(5月28日ヒヤリング用) 2/5ページ 低圧代替注水系(常設)の「実条件性能確認評価」の欄の「ポンプ起動試験」に係る記載については定事検による性能確認なのか定例試験による動作確認か、明確にすること。(資料全般対象)	TS-26回答資料 p3/19	「実条件性能確認評価」の欄の「ポンプ起動試験」に係る記載については「定期事業者検査等」又は「月例等試験」かを明確に記載した。 本コメントを踏まえ、6月9日以降のヒヤリングでは上記対応を反映したTS-26にて説明している。	済
84	ヒヤリング	2020/6/4	66条 (TS-25)	TS-25 P399 低圧代替注水系(可搬型)について、遠隔手動弁操作設備を含め LCO対象範囲を明確にすること。	TS-25回答資料 P7,37,41	MUWC 接続口内側隔離弁(A)、(B)については、設置許可技術的能力の審査において、炉心損傷後に放射線量の高い原子炉建屋内の非管理区域又は屋外での手動操作が可能であるとしており、保安規定のLCO対象設備として設定する。また、これがLCO対象設備であることを明確にするため、66-4-2低圧代替注水系(可搬型)、66-6-2代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)、66-7-2格納容器下部注水系(可搬型)に、遠隔手動操作設備が含まれる旨を追記する。	済



No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
85	ヒヤリング	2020/6/4	66条 (TS-25)	TS-25 P424 格納容器圧力逃がし装置のスクラバ水pH制御設備の一式の内容を 審査説明資料にて明確にすること。	TS-25回答資料 P9,10,12,14,16,18 ,20,21	説明欄に、「スクラバ水pH制御装置1式とは、スクラバpH 制御設備用ポンプ1台、必要なホース及び水酸化ナトリウ ム(691.3L以上)をいう。」と追記した。(TS-25 66-5-1) TS-25 66-5-1の図についても統一を図るために、スクラバ 水pH制御設備の範囲について修正した。	済
86	ヒヤリング	2020/6/9	66条 (TS-25)	TS-25 P475、P496、P512 代替品の補充等の具体例を説明資料に追記すること。 ・66-5-2: 耐圧強化ベント系の代替品の補充等(※15) ・66-5-3: 可搬型窒素供給装置の代替品の補充等(※6) ・66-5-4: 代替原子炉補機冷却系の代替品の補充等(※11)	TS-25回答資料 P5,24,31,33,44,49 ,50,51,52,55,57,58 ,59,61,62,66,69,70 ,74,75,77,80,81	説明欄に、代替品の補充等の具体例を追記した。併せて、 左記以外の箇所についても、代替品の補充等の具体例を 説明欄に追記した。 (TS-25 66-3-3、66-5-2、66-5-3、66-5-4、66-9-1、66- 10-1、66-10-2、66-11-2、66-11-3、66-12-2、66-12-3、 66-12-7、66-13-3、66-14-1、66-15-1、66-16-1、66-16- 2、66-16-3、66-18-1、66-19-1)	済

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
87	ヒヤリング	2020/6/9	66条 (TS-25)	TS-25 P426、P475 66-5-1: 格納容器圧力装置と66-5-2: 耐圧強化ベント系は共通する機器が多く、両者で共通する機器に不具合が発生した場合の運転上の制限の考え方や要求される措置の適用の仕方を整理して欲しい。(例えば、遠隔空気駆動弁操作ポンベの所要数が4本未満となった場合)	TS-25回答資料 P8,9,22 コメント回答資料 P8~13	<p>66-5-1: 格納容器圧力逃がし装置及び66-5-2: 耐圧強化ベント系の遠隔空気駆動弁操作ポンベ4本は、一次隔離弁(ドライウエル側)、一次隔離弁(サプレッション・チェンバ側)、フィルタ装置入口弁、耐圧強化ベント弁に供給するものである。</p> <p>このうち、一次隔離弁(ドライウエル側)及び一次隔離弁(サプレッション・チェンバ側)はFailure Close(F・C)設計となっており、格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系の何れの系統構成にも必要である。</p> <p>他方、フィルタ装置入口弁はFailure Open(F・O)設計、耐圧強化ベント弁はF・C設計となっており、格納容器圧力逃がし装置では、遠隔空気駆動弁操作ポンベの空気が無くても系統構成可能で、耐圧強化ベント系の系統構成のみで必要である。</p> <p>よって、一次隔離弁(ドライウエル側)、一次隔離弁(サプレッション・チェンバ側)の遠隔空気駆動弁操作ポンベの機能が喪失した場合は、格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系が同時にLCO逸脱となる。</p> <p>また、フィルタ装置入口弁、耐圧強化ベント弁の遠隔空気駆動弁操作ポンベの機能が喪失した場合は、耐圧強化ベント系のLCO逸脱となる。</p> <p>これらを踏まえ、審査説明資料を以下のとおり修正した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一次隔離弁(ドライウエル側)及び一次隔離弁(サプレッション・チェンバ側)の2弁にて系統構成が可能であるため、66-5-1ではポンベ所要数を2本とし、記載の説明にもその旨追記した。</li> <li>・フィルタ装置入口弁及び耐圧強化ベント弁の操作ポンベについては流路構成に不要なため、所要数に含めないことを記載の説明に追記した。</li> <li>・一次隔離弁(ドライウエル側)及び一次隔離弁(サプレッション・チェンバ側)の操作ポンベについて、耐圧強化ベント系の遠隔空気駆動弁操作ポンベと所要数を兼ねるとの記載に変更した。66-5-2も同様に変更した。</li> <li>・66-5-2で、フィルタ装置入口弁及び耐圧強化ベント弁については操作ポンベからの供給がない状態においても格納容器圧力逃がし装置は系統構成が可能であり、動作可能であるとの記載を追記した。</li> <li>・66-5-1のポンベの単位が「個」であったため、66-5-2と統一させて「本」とした。</li> </ul>	済

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
88	ヒヤリング	2020/6/9	66条 (TS-25)	TS-25 P474 確認事項1.の空気駆動弁について、ポンペではなく計装用空気(IA)を用いて動作確認するのであれば、その旨を説明資料に明記すること。 また、その場合は、ポンペを使わない理由を明確にすること。	TS-25回答資料 P9,23	説明欄に、窒素消費によるSA時使用可能窒素量の減少を考慮し、計装用圧縮空気系等により弁動作確認を行う旨を追記した。(TS25 66-5-2) TS25 66-5-1(FCVS)についても同様の文言を追記した。	済
89	ヒヤリング	2020/6/9	66条 (TS-25)	TS-25 P476, 477 耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱概要図について、 ・弁の名称を示すこと。 ・図の弁の開閉状態がどのような状況を想定しているものか明確にすること。 ・AO弁付の三方弁の状態を吹き出し等で解説してほしい。	TS-25回答資料 P10～19,25～30	・弁名称を示すページを追加した。併せて、当該ページ以外の箇所についても、弁名称を示すページを追加した。(TS25 66-5-1, 66-5-2, 66-5-3, 66-5-4, 66-5-5) ・TS25 66-5-2の図において、弁の開閉状態及びAO弁付の三方弁の状態が分かるよう、概要図ごとに想定している状況の説明を追記した。 ・TS25 66-5-1(FCVS)の概要図についても同様に追記した。	済
90	ヒヤリング	2020/6/9	66条 (TS-25)	TS-25 P510 審査説明資料に記載の「熱交換器ユニットを接続する原子炉補機冷却系の流路について、原子炉の状態が「運転、起動、高温停止」においてはA系・B系共に必要だが、「冷温停止、燃料交換」においては、A系又はB系どちらかが使用可能であればよい」については、その旨を保安規定に記載してはどうか。	TS-25回答資料 P32	※2の注記、動作可能とは～に、「なお、動作可能であるべき原子炉補機冷却系(接続口を含む)は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止においては、A系及びB系の計2系列、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換においては、A系又はB系どちらか1系列とする。」の記載を追記した。 (TS-25 66-5-4)	済
91	ヒヤリング	2020/6/9	66条 (TS-25)	TS-25 P564 要求される措置の「※11:消火系による格納容器スプレイ」について、消火系による消火が必要な火災が発生していない場合に使用する旨を明確にしてはどうか。	TS-25回答資料 P36	記載の説明⑨ A2. に「なお、消火系による消火が必要な火災が発生していない場合において、有効な手段である。」旨の文言を追記した。 (TS-25 66-6-1)	済
92	ヒヤリング	2020/6/9	66条 (TS-25)	TS-25 P589, 590 代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内へのスプレイ(淡水/海水)概要図について、可搬型代替注水ポンプの接続は、2本ある配管のいずれかを使う旨を図中に吹き出し等で明確にしてはどうか。	TS-25回答資料 P38,39	TS25 66-6-2の図に、「2ラインのうち、片側1ラインを使用して、スプレイする。」との文言を追記した。	済

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
93	ヒヤリング	2020/6/9	66条 (TS-25)	TS-25 P632 66-8-1: 静的触媒式水素再結合器の所要数54個について、工認等によりその設定根拠を示すこと。	コメント回答資料 P14～17	静的触媒式水素再結合器(PAR)の所要数は54基である。工認の「原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書」において、事故時における水素処理に必要なPARの必要基数を評価しており、必要基数は54基以上であることを示している。	済
94	ヒヤリング	2020/6/11	66条 (TS-25)	TS-25 P658～660 系統概要図について、接続口からの流路が2ラインあるが、どちらか一方しか使わないのであれば、その旨を図中に吹き出し等で明記すること。	TS-25回答資料 P45～48	TS25 66-9-1の図に、スプレイについては「2ラインのうち片側1ラインを使用してスプレイする。」、注水については「2ラインのうち、片側1ラインを使用して注水する。」の記載を追記した。	済
95	ヒヤリング	2020/6/11	66条 (TS-77)	TS-77 P3,6 復水貯蔵槽の水位と必要量の関係について、図2と図3を結びつける等、説明資料を理解しやすいように見直して欲しい。	TS-77(改訂1)	TS-77を修正した。	済
96	ヒヤリング	2020/6/11	66条 (TS-77)	TS-77 復水貯蔵槽の水位計の計器誤差を示すこと。	コメント回答資料 P18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位計の計器誤差コメントNo. 96回答資料に示す。</li> <li>・保安規定の規定値は要求値とし、計器誤差は含めない。</li> <li>・運用としては計器誤差を考慮した管理目標値を定め管理する。(従前のとおり)</li> </ul>	済
97	ヒヤリング	2020/6/11	66条 (TS-25)	TS-25 P755 ※4 代替措置に「淡水貯水池からの移送が可能であること」とあるが、具体的にどういった対応なのか明確にすること。	TS-25回答資料 P52	代替措置の「淡水貯水池からの移送が可能であること」について、具体的な対応を以下のとおり追記した。 「淡水貯水池からの移送が可能であることは、可搬型代替注水ポンプ(A-2級)又はあらかじめ敷設してあるホースを使用した自重による淡水の移送ができることをいう。」(TS-25 66-11-3)	済

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
98	ヒヤリング	2020/6/16	66条 (TS-25)	TS-25 P773 代替電源設備系統概要図において、第二ガスタービン発電機の接続箇所を示すこと。	TS-25回答資料 P53	第二ガスタービン発電機の接続箇所を含めた、代替電源設備系統概要図を添付資料として追加し、第二ガスタービンから接続箇所までを赤線にて示した。 (TS-25 66-12-1)	済
99	ヒヤリング	2020/6/16	66条 (TS-25)	TS-25 P791,798 条文66-12-2(P791)の注釈※2では、「代替原子炉補機冷却系(熱交換器ユニット)」が記載されているが、一方、図57-9-25の単線結線図の電源車の接続先は「代替原子炉補機冷却系」と記載されている。 同じものを指すのであれば、用語を整合させること。	TS-25回答資料 P54,56	「代替原子炉補機冷却系」に用語統一した。 また、図57-9-25の単線結線図において、電源車の所要数を明確化した。(TS-25 66-12-2)	済
100	ヒヤリング	2020/6/16	66条 (TS-26)	TS-26 66-12-1 常設代替交流電源設備の「実条件性能確認適合の考え方」において、実負荷試験(実条件)が出来ない理由を明確にし、その旨を記載すること。	TS-26回答資料 p9/19	常設代替交流電源設備の「実条件性能確認適合の考え方」において、実負荷試験(実条件)が出来ない理由を明確にした。(TS-26 66-12-1)	済
101	ヒヤリング	2020/6/16	66条 (TS-26)	TS-26 66-12-1, 66-12-3 保全計画に基づき点検を実施するのであれば、その旨を明確にすること。(常設代替交流電源設備、号炉間電力融通電気設備等)	TS-26回答資料 p9/19 p10/19	66-12-3「号炉間電力融通電気設備」 66-12-6「代替所内電気設備」(66-12-3と類似条文) ・保全計画に基づき点検を実施する旨、記載した。	済
102	ヒヤリング	2020/6/16	66条 (TS-26)	TS-26 66-12-4 月例等定期試験名称の「定例試験(電力自主)」の「電力自主」という記載が必要か確認すること。	TS-26回答資料 p10/19	66-12-4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備 ・月例等定期試験名称の「定例試験(電力自主)」を削除した。 保安規定に基づく確認は「巡視点検」であるため、「定例試験(電力自主)」の記載は削除する。	済

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
103	ヒヤリング	2020/6/18	66条 (TS-26)	TS-26 66-3-1 自動減圧系の起動操作スイッチについて、定検停止時に起動操作スイッチに係る論理回路試験を実施するのであれば、その旨を実条件性能確認適合の考え方に記載すること。 また、日常管理の「指示値を確認している」については、どのような計器の指示値を確認しているか追記すること。 なお、指示値で確認できない場合は、その代替方法を記載すること。	TS-26回答資料 p2/19	自動減圧系の起動操作スイッチについて、定検停止時に起動操作スイッチに係る論理回路試験時の実条件性能確認適合の考え方を記載した。 また、日常管理の「指示値を確認している」については、具体的な計器の指示値を確認していることを追記した。(TS-26 66-3-1)	済
104	ヒヤリング	2020/6/18	66条 (TS-26)	TS-26 66-9-3 使用済燃料貯蔵プール監視カメラ用空冷装置のコンプレッサー及び冷却器は動的機器なので、定期的に動作確認して、機器の状態確認をすべきではないか。	TS-26回答資料 p8/19 TS-25回答資料 P68	使用済燃料貯蔵プール監視カメラ用空冷装置のコンプレッサー及び冷却器について、定期的に動作確認を実施する。その旨をTS-26に反映した。(TS-26 66-9-3) 併せて、66-16-1(緊急時対策所の居住性確保(対策本部))の5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)二酸化炭素吸収装置についても、動作確認をすべきと考え同様に修正した。	済
105	ヒヤリング	2020/6/18	66条 (TS-25)	TS-25 P646 注釈※1の「原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが閉の場合又は原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合を除く。」については、接続詞は『又は』より『及び』の方が適切ではないか。	TS-25回答資料 P42,43(代表ページ)	以下、DB条文40条と同様の記載とした。 ただし、原子炉が次の状態となった場合は、適用しない。 (1)原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが閉の場合 (2)原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合	済
106	ヒヤリング	2020/6/18	66条 (TS-25)	TS-25 P647 要求される措置A1.1で「チャンネル」を使っているがLCOは「個」で表している。単位を合わせた方が適切ではないか。	TS-25回答資料 P42	66-13-1にて原子炉建屋水素濃度を規定しているが、個別で条文設定する必要性から66-8-2で個別にLCOを設定していることから、整合をとるため、「個」から「チャンネル」に修正した。 「所要数」⇒「動作可能であるべきチャンネル数」 「8個」⇒「8」	済
107	ヒヤリング	2020/6/18	66条 (TS-25)	TS-25 66-12-3 号炉間電力融通ケーブルについて、設置許可では6、7号機で許可を受けていて工事計画では7号機のみを先行して審査を受けていることを踏まえ、保安規定でどのように扱うか、LCOとして期待する設備は何か事業者としての考えを整理すること。	コメント回答資料 P19～24	コメントNo. 107回答資料に示す。	済

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
108	ヒヤリング	2020/6/23	66条 (TS-26)	TS-26 66-14-2 ブローアウトパネル閉止装置について、月例で閉止装置を少し動かして動作確認するのであればその旨を明記すること。 また、定事検でブローアウトパネル閉止装置の手動閉止の動作確認を実施するのであれば、その旨を明記すること。	TS-26回答資料 p16/19	ブローアウトパネル閉止装置の試験モードについての説明を追記した。 また、ブローアウトパネル閉止装置の手動閉止についての記載を追加した。(TS-26 66-14-2)	済
109	ヒヤリング	2020/6/23	66条 (TS-25)	TS-25 P989、TS-74 ブローアウトパネルの運転上の制限、サーベランス、AOT記載を整合すること。(運転上の制限が「閉止装置の機能が健全であること」、サーベランスが「使用可能であること」、また要求される措置は「閉止されていることを確認する」、「閉止装置が健全でない」となっており整合が取れていない)	TS-74(改訂2) TS-25回答資料 P64,65	保安規定第49条(原子炉建屋)との整合を図り、「～の機能が健全であること」で統一した。	済
110	ヒヤリング	2020/6/23	66条 (TS-74)	TS-74 原子炉建屋ブローアウトパネル、燃料取替床ブローアウトパネルが何を指すか審査説明資料(TS-74)で明確にすること。	TS-74(改訂2) TS-25回答資料 P64	原子炉建屋ブローアウトパネルは以下3設備のことを指す旨追記した。 ・燃料取替床ブローアウトパネル ・主蒸気系トンネル室ブローアウトパネル ・燃料取替床ブローアウトパネル閉止装置	済
111	ヒヤリング	2020/6/23	66条 (TS-25)	TS-25 P1005,1024 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)陽圧化装置(空気ポンペ)、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)陽圧化装置(空気ポンペ)の運用を通常時「開」⇒「閉」に運用した影響を、タイムチャート等を修正し、操作の成立性に問題ないことを説明すること。 また、この運用変更に伴う運転操作手順の変更要否を説明すること。	TS-25回答資料 P68,73	操作の成立性確認等の検討に時間を要するため、「令和2年6月22日 TS25差し替え版」における「66-16-1緊急時対策所の居住性確保(対策本部)」及び「66-16-1緊急時対策所の居住性確保(待機場所)」の(2)確認事項の変更を取り下げることとする。 取り下げた内容は、検討完了後に別途ご相談する予定。	済
112	ヒヤリング	2020/6/23	66条 (TS-25)	TS-25 P948 注釈※3の「バウンダリが開放されていても、陽圧化が可能」、「ハッチ、扉の一時的な開放」とはどのような状況か、審査説明資料にて補足説明すること。	TS-25回答資料 P60	「バウンダリが開放されていても、陽圧化が可能」、「ハッチ、扉の一時的な開放」とはどのような状況かが分かるよう審査説明資料に補足説明を追記した。	済

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
113	ヒヤリング	2020/6/23	66条 (TS-25)	TS-25 P948 注釈※3に関連して、中央制御室バウンダリのハッチ、扉を審査資料内の図で明確にすること。また、バウンダリ内のハッチについては、開放してもバウンダリ機能に影響がない旨を補足してほしい。	TS-25回答資料 P63	中央制御室バウンダリのハッチ、扉の位置が分かるよう、審査説明資料に追記した。ハッチ開放によるバウンダリ機能への影響については、No. 112にて回答。	済
114	ヒヤリング	2020/6/23	66条 (TS-25)	TS-25 P1004 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)について、工認では5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部 高気密室)と用語を使っている。工認の動向も踏まえ、保安規定にも必要に応じて用語の修正を行うこと。	TS-25回答資料 P78	最新の工認を確認した結果、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)はあるが、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)のバウンダリ全体が高気密の仕様となるので5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)と記載を統一した。(TS-25 66-16-1)	済
115	ヒヤリング	2020/6/23	66条 (TS-25)	TS-25 P948,P1004,P1023 66-14-1の中央制御室の居住性の確保に記載の注釈「※3:ハッチ、扉の一時的な開放についても・・・」について、66-16-1.2緊急時対策所の居住性にも同様の注釈が必要かどうか、検討すること。	TS-25回答資料 P67,71,72,76	66-16-1.2(緊急時対策所の居住性確保)については、ケーブル引き込み等による緊急時対策所壁への穴あけ工事が考えられることから、注釈に「バウンダリが開放されていても、陽圧化が可能であれば運転上の制限を満足しているとみなす。」旨の記載を追記した。	済



No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
116	ヒヤリング	2020/6/23	66条 (TS-25)	TS-25 P1025 要求される措置B2,C2の注釈※5「10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Dには以降しない」は、保安規定変更に係る基本方針のどの部分を適用したのか、説明すること。	コメントNo. 116 回答資料 (保安規定変更に係る基本方針抜粋)	基本方針の適用箇所は以下のとおりである。(括弧内は基本方針の該当ページ) ・要求される措置B2: 緊急時対策所【換気空調設備】(P150) ※【換気空調設備】は【電源設備】のAOTと同様に設定することとしている。 ・要求される措置C2: 緊急時対策所【その他の設備】(P150)  なおTSC設備のAOTの考え方は以下のとおりである。 ・TSC設備は事故時計装を参考にAOTを定めている。(P149) ・モニタリング設備を除き、AOT超過したらプラント停止を求めることとしている。(P158) ・ただし、事故時計装と同様に、AOT内に代替品の補充で機能の代替が可能な場合は、LCO逸脱からの復帰とはしないが、プラント停止には至らない。(P149-150) ・注釈※5は上記考え方をふまえて反映したものである。(TS-25 66-16-2)	済
117	ヒヤリング	2020/6/25	66条 (TS-26)	TS26 66-10-1 泡原液搬送車が使用可能であることの確認の方法について、どのような確認をするのか補足すること。(他の条文についても同様に補足すること。)	TS-26回答資料 p8/19	泡原液搬送車が使用可能であることの確認方法について追記した。(TS-26 66-10-1) また、他の条文についても同様に追記した。	済

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
118	ヒヤリング	2020/6/25	66条 (TS-26)	TS26 66-12-7 実条件性能確認との差異の記載に「軽油タンクからタンクローリを用いた燃料補給は原子炉運転中・停止中ともに実施することは原子力安全上困難と考える」とあるが、消防法が理由であれば、その旨に記載を見直すこと。	TS-26回答資料 p10/19	「軽油タンクからタンクローリを用いた燃料補給は原子炉運転中・停止中ともに実施することは困難と考える」の記載に見直した。(TS-26 66-12-7)	済
119	ヒヤリング	2020/6/25	66条 (TS-26)	TS26 66-15-1 小型船舶(モニタリング用)の月例等試験名称が「屋外放射線監視設備定例試験」となっているが、「SA巡視点検」で実施するのであれば記載を見直すこと。	TS-26回答資料 p17/19	小型船舶(モニタリング用)の月例等試験は「SA巡視点検」で実施するため、「屋外放射線監視設備定例試験」の記載を削除した。(TS-26 66-15-1)	済
120	ヒヤリング	2020/6/25	66条 (TS-26)	TS26 66-10-2、66-15-1 月例等試験の判断基準の小型船舶の記載について、同じ判断基準であれば、66-10-1、66-15-1の記載を整合させること。	TS-26回答資料 p9, 17/19	66-10-2、66-15-1で使用する小型船舶の月例等試験の判断基準について、整合性を図った。(TS-26 66-10-2、66-15-1)	済
121	ヒヤリング	2020/6/25	66条 (TS-25)	TS25 66-17-1(P1060, 1061) 緊急時対策所支援システム伝送装置の代替措置として※8に「所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保すること等を行う。」について、記録方法、対象人数等について説明すること。	TS-25回答資料 P79	緊急時対策所支援システム伝送装置の伝送停止が発生した場合の措置について、確認対象パラメータの記録及び連絡するための要員は、社内マニュアル等で定める。 なお、上記内容をTS-25当該箇所の記載の説明に追記した。(TS-25 66-17-1)	済
122	ヒヤリング	2020/6/25	66条 (TS-25)	TS25 66-17-1(P1057) 注釈※2の緊急時対策支援システム伝送装置及びデータ伝送装置について、所内、所外の伝送方法が分かりやすいよう記載を見直してはどうか。	TS-25回答資料 P78	注釈※2の緊急時対策支援システム伝送装置及びデータ伝送装置について、所内、所外の伝送方法が分かりやすいよう下記文言に見直し、修正した。 「緊急時対策支援システム伝送装置及びデータ伝送装置については、A系又はB系のいずれかにより所内は有線系又は無線系回線、所外は有線系又は衛星系回線で伝送可能であることをいう。」(TS-25 66-17-1)	済

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
123	ヒヤリング	2020/7/1	66条 (TS-30)	No.69 追加コメント 代替品の要件を確認するために、工事計画認可申請書の「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」の設計確認値を参照することとしているが、当該図書に必ずしも設計要求値が記載されているわけではないので、記載を見直すこと。	TS-30(改訂2)	以下、記載に見直した。 「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」等に記載されている設計の機能(必要な容量、揚程、圧力等)を満足できるものとする。	済
124	ヒヤリング	2020/7/1	66条 (TS-80)	No.71 追加コメント 「保安規定変更に係る基本方針」から、適用される原子炉の状態を変更したものについて、設備毎に何故見直したのか理由を明らかにすること。 (例えば、BWRの一般的なプラントと柏崎刈羽7号機の設備構成の相違等)	TS-80(改訂2)	TS-80にて、設備毎に適用される原子炉の状態を変更した理由を追記した。	済
125	ヒヤリング	2020/7/1	66条 (TS-25)	No.74 追加コメント 高圧代替注水系及び原子炉隔離時冷却系(現場起動)の条文の見直しを踏まえ、必要な資機材の扱いが変わる条文がないか、他の条文も確認すること。	—	高圧代替注水系及び原子炉隔離時冷却系(現場起動)の条文の見直しを踏まえ、必要な資機材の扱いが変わる条文がないことを確認した。	済
126	ヒヤリング	2020/7/1	66条 (TS-25)	No.89 追加コメント 概要図中の三方弁の表記を統一すること。	TS-25回答資料 P1~8	66-5-1、66-5-2の概要図中の三方弁の表記を統一した。	済
127	ヒヤリング	2020/7/2	66条 (TS-25)	No.99 追加コメント 単線結線図代替原子炉補機冷却系の吹き出しの記載で、代替原子炉補機冷却系1系列の運転に必要な電源車が1台であることが分かりにくい。記載を見直すこと。	TS-25回答資料 P9,10	代替原子炉補機冷却系1系列あたりに必要な電源車は1台であることが分かるよう修正した。(TS-25 66-12-2)	済

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
128	ヒヤリング	2020/7/2	66条 (TS-25)	No.115 追加コメント 「バウンダリが開放されていても、陽圧化が可能であれば運転上の制限を逸脱しているとはみなさない」との記載は陽圧化さえしさえすれば、バウンダリの開放が無条件に認められるように解釈できる。バウンダリの開放が管理された状態で行われる旨が読める記載に見直すこと。	TS-25回答資料 P11～13	バウンダリの開放が管理された状態で行われる旨が読める記載に見直した。(TS-25 66-14-1, 66-16-1, 66-16-2)	済
129	ヒヤリング	2020/7/2	66条 (TS-25)	No.121 追加コメント 緊急時対策支援システム伝送装置又はデータ伝送装置が動作不能である場合の代替措置の、「所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保すること等をいう」について、具体的な運用の内容を説明すること。	TS-25回答資料 P14～19	緊急時対策支援システム伝送装置又はデータ伝送装置が動作不能である場合の代替措置の、「所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保すること等をいう」について、TS-25の記載の説明に具体的な運用の内容を明記した。(TS-25 66-17-1)	済
130	ヒヤリング	2020/7/6	66条 (TS-80)	No. 124 追加コメント SA設備のLCOを適用する原子炉の状態を基本方針から見直すにあたっては、基本方針の「適用する原子炉の状態の基本的な考え方」のa.、b. のどちらに該当するかを明確にしたうえで、見直す理由を明らかにすること。また、直流電源A/A-2については、既存DBの直流電源と同じ適用の考え方としていることを丁寧に説明すること。	TS-80(改訂3)	コメントを踏まえてTS80の記載を充実させた。	済
131	ヒヤリング	2020/7/6	66条 (TS-25)	No. 127 追加コメント TS-25 66-12-2 代替原子炉補機冷却系1系列に必要な電源車の台数をわかりやすく記載すること。	TS-25(改訂1) P821,828	代替原子炉補機冷却系1系列あたりに必要な電源車の数を2台として記載を修正した。(7/6ヒヤリング資料 TS-25回答資料では電源車1台としていたが取り下げ、修正)	済
132	ヒヤリング	2020/7/6	66条 (TS-25)	No. 129 追加コメント TS-25 66-17-1 緊急時対策支援システム伝送装置、データ伝送装置及びSPDS表示装置の伝送確認を実施する際にデータの記録ができることを確認するのであれば、条文の確認事項にその旨を規定すること。	TS-25(改訂1) P1100	条文の確認事項にデータの記録機能の確認を追記した。	済
133	ヒヤリング	2020/7/6	66条 (TS-26)	No. 130 追加コメント 実条件性能確認適合の考え方で燃料取替床ブローアウトパネル再閉止装置の動作確認ができない理由を事実関係を確認し記載すること。例えば、飛散防止チェーンが動作確認に干渉するなら、その旨を明記すること。	TS-26(改訂1) 66-14-2	ブローアウトパネル閉止装置の閉鎖は、飛散防止チェーンが動作確認に干渉することから困難である旨を追記した。	済

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
134	審査会合	2020/7/9	7項目	平成29年の設置変更許可に際して、東京電力が示した回答文書や委員会での議論等を遵守することを明文で規定すること。	第880回 審査会合資料	7項目、当社の回答及び委員会での議論を遵守する旨を記載する。	済
135	審査会合	2020/7/9	7項目	原子力規制委員会が示した7つの基本的考え方、東京電力が示した回答文書等を確認し、当時の議論のポイントが原子力事業者としての基本姿勢に反映されているのかという観点で、対応関係を表形式で整理して説明すること。	第880回 審査会合資料	基本姿勢の記載の考え方を整理し、約束した内容が反映されているか整理し、説明する。	済
136	審査会合	2020/7/9	7項目	原子力事業者としての基本姿勢に「当発電所にかかわるものに限る」との記載があるが、他発電所の取扱いは柏崎刈羽を議論した後 に検討するとしており、福島第一原子力発電所を切り離すことになら ないよう記載を削除すること。	第880回 審査会合資料	福島第一との関連を維持することを明確にするため、「当 発電所にかかわるものに限る」を削除する。	済
137	審査会合	2020/7/9	7項目	資料中では社長は安全を優先した判断をすとしてしているが、リスクに 対する業務フローでは、「原子力安全への影響を踏まえ」とされている ことから、安全を優先した判断となることが明確となるようフローを 見直すこと。	第880回 審査会合資料	安全を優先した判断を行うことを業務フローの中で明記す る。	済
138	審査会合	2020/7/9	7項目	リスク管理としてどういった取り組みをしているのか(原子力リスク管 理マニュアルの具体的な内容、社長に報告するリスク情報の対象、 スクリーニング判断、報告後の取り組み等)具体例を用いつつ、資料 にて示すこと。	第880回 審査会合資料	リスク管理に関する業務フローについて、具体的な実施方 法とその事例について資料にし、説明する。	済

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
139	審査会合	2020/7/9	7項目	リスク低減の業務フローについて、社長に報告する不確実・未確定な段階のリスクとして、どのような情報が収集の対象となり、どのような体制で収集され、どのような判断基準によって社長に報告されるのか、下部規定の内容を含めて具体的に説明すること。また、リスク情報に基づいて実施される措置について、これまでの取り組みにおいて実際に行われた措置の事例に基づいて説明し、フローに基づく取り組みの実効性を説明すること。	第880回 審査会合資料	リスク管理に関する業務フローについて、具体的な実施方法とその事例について資料にし、説明する。	済
140	審査会合	2020/7/9	7項目	重要なリスクの報告の記録や必要な措置の記録の保存期間を5年としているが、不確実・未確定なリスクに対する取組については、原子炉にリスクがある限りにおいては保持しておくべきものであることから、保存期限を見直すこと。	第880回 審査会合資料	品質保証の記録として5年と定めたが、原子力発電所がある限り原子力リスクは存在することから保管期間を永久として見直す。	済
141	審査会合	2020/7/9	7項目	社長は、組織に対し基本姿勢を履行するため、品質保証活動を通じて取り組むことを確実にすることを経営責任者等の責任の項目として明記する必要があるか検討すること。	第880回 審査会合資料	品質保証活動を通じて確実にすることを記載する。	済
142	審査会合	2020/7/9	7項目	社長の責任の明確化について、事故が起きた際に社長に過失責任を問えるよう、業務プロセス等を作成し、これに対する法律の専門家の見解を署名等を付した書面により示すこと。	第880回 審査会合資料	法律専門家の見解も踏め、業務プロセス等を作成したことを説明する。あわせて、意見書を添付資料として提出する。	済
143	審査会合	2020/7/9	7項目	本日の指摘も踏まえ、委員会での指摘事項に対する回答については、関係したものをまとめて答えるのではなく、指摘した事項それぞれに対する回答として整理すること。	第880回 審査会合資料	・指摘事項No1～No7について1件1葉にて作成する。	済

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
144	審査会合	2020/7/9	66条 (TS-80)	その機能を代替するDBA設備があるSA設備のLCO適用期間の設定変更に関しては、保安規定変更に係る基本方針における「適用する原子炉の状態の基本的な考え方」との整合性を考慮し、LCO適用期間の設定の考え方を整理して提示すること。	・TS-25コメント回答資料 ・コメント回答資料	・機能を代替するDBA設備のLCO適用期間以上を設定する。	済
145	審査会合	2020/7/9	66条 (TS-80)	機能を代替する対象のDBA設備が明確ではないSA設備のLCO適用期間の設定変更に関しては、変更前後における要求される措置及び保全作業の比較の観点から、変更の妥当性を整理して提示すること。また、変更によってPWRにおける当該設備のLCO適用期間と差分が生じる場合には差分の妥当性を整理して提示すること。	・TS-25コメント回答資料 ・コメント回答資料	以下内容をコメント回答資料に記載した。 ・機能を代替する対象のDBA設備が明確ではないSA設備のLCO適用期間の設定変更に関しては、変更前後における要求される措置及び保全作業の比較の観点から、必要な措置を追加した。 ・PWRとの相違は、設備相違に基づくものであると考える。	済
146	審査会合	2020/7/9	66条 (TS-25)	今回の申請が7号炉単独であることを踏まえ、常設代替交流電源設備に対するLCO逸脱時に要求される措置として、号炉間融通ケーブルを用いた場合のAOT設定の妥当性について整理して説明すること。	TS-25 コメント回答資料	要求される措置A1. 2. の措置である号炉間電力融通ケーブルを使用したM/C(C)系又はM/C(D)系の受電について、融通元である6号炉側の電路・電源元を自主対策設備として整理していることから、要求される措置A1. 3. の完了時間を30日間から10日間に変更した。	済

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
147	審査会合	2020/7/9	66条 (TS-25)	66-8-1でPARの所要数を54台としているが、設置許可では余裕を見込んで56台設置するとしており予備とは明確に位置付けられていない。所要数を54台とするのであれば、54台で必要な水素除去性能を有していることを設置許可での整理を踏まえて説明すること。	TS-25 コメント回答資料	運転上の制限について、PARの所要数を54個から56個に変更した。 要求される措置について、動作可能なPARの個数が「56個未満54個以上」及び「54個未満」の場合に分けて設定し、動作可能なPARの個数が「56個未満54個以上」の場合については、原子炉格納容器からの水素ガス漏えい量を想定した必要個数(53.3個)以上が動作可能であることから、当該設備を「速やかに」動作可能な状態に復旧する措置を実施することとした。	済
148	審査会合	2020/7/9	66条 (TS-25)	原子炉建屋の水素濃度計のLCO逸脱時に要求される措置を「所要数を満足していない場合」、「動作不能の場合」と区分しており、8個ある水素濃度計を区別なく同列に扱っているが、仮に原子炉建屋の下層階の水素濃度計のみが機能を維持している場合には、格納容器の上部から漏えいする水素を検知することは困難と考えられるため、LCO逸脱時に要求される措置の考え方を整理して説明すること。	TS-25 コメント回答資料	全ての水素濃度監視設備が動作不能となった場合又は全ての水素濃度監視設備が動作不能となる前であっても最上層である原子炉建屋燃料取替床に設置される水素濃度監視設備3チャンネル全てが動作不能となった場合は、要求される措置Bへ移行する。 なお、原子炉建屋燃料取替床に設置されている水素濃度監視設備が1チャンネルでも動作可能である場合は、要求される措置Bに移行しない。	済
149	審査会合	2020/7/9	66条 (TS-25,26)	SA設備としても使用する原子炉隔離時冷却系(RCIC)のサーベランスについて、CSPを水源としたサーベランスの必要性の有無について説明すること(実条件性能確認の観点から、可能ならばより実条件に近い条件で試験すべき。また、その場合、高圧代替注水系と同様に第46条S/Pの水位及び第66条CSP(重大事故等収束のための水源)への反映が必要)	審査会合資料	HPACはCSP水源単独の設計としており、性能確認はCSPで実施するほか方法がない。RCICは、CSPと比較し水頭差の小さいS/P水源での性能確認が可能であり、S/P水位の上昇およびCSP水位の低下を招く方法にて確認運転を実施する必要はなく、現行のS/P水源であるRCICサーベランス方法で十分実条件性能を確認できていると考える。 なお、RCICの通常選択されている水源はCSPであり、このCSPからRCICポンプ間の流路には動的機器の電動弁である水源切替弁が存在するものの、CSP側入口弁は通常全開状態であり、RCICの始動要求時に弁動作を伴うものではないため、CSPからRCICへの水源の供給は問題なく行われる。また、CSP吸込みラインの健全性(満水確認)については巡視点検による吸込圧力の確認により健全性を確認している。よって、CSPを水源とした運転確認は不要と整理する。	済



No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
150	審査会合	2020/7/9	66条 (TS-25)	耐圧強化ベント系を動作不能と判断した場合に、LCO逸脱の判断が遅れることがないよう、格納容器圧力逃がし装置の動作確認等の運用について整理すること	TS-25 コメント回答資料	66-5-2(耐圧強化ベント系)について、TS-25の説明欄に、耐圧強化ベント系が動作不能になった場合に格納容器圧力逃がし装置についても確認する旨を記載した。 併せて、66-5-1(格納容器圧力逃がし装置)の説明欄にも、格納容器圧力逃がし装置が動作不能となった場合に耐圧強化ベント系についても確認する旨を記載した。	済
151	審査会合	2020/7/9	66条 (TS-25)	燃料プール代替注水系のLCOとして、常設スプレイヘッドが所用数を満足していない場合の取扱いについて、全ての重大事故等対処設備にLCOを設定するという事も踏まえ、整理して説明すること。	TS-25 コメント回答資料	常設スプレイヘッドが所要数を満足していない場合でも可搬型スプレイヘッドが所要数を満足している場合は運転上の制限を満足すると整理していたが、常設スプレイヘッド及び可搬型スプレイヘッドの両方が動作可能であることを運転上の制限とした。 また、常設スプレイヘッドが動作不能の場合において、可搬型スプレイヘッドが動作不能の場合と同様の措置を実施する旨、条文に追記した。	済
152	審査会合	2020/7/9	66条 (TS-25)	2N要求設備(例:可搬型代替交流電源設備)のLCO逸脱の宣言のタイミングについて、整理して提示すること。(1系列動作不能の場合、直ちに宣言するのか、又はもう1系列の動作確認を行い、条件A及びBを判断してから実施するのか。	TS-25 コメント回答資料	2N要求設備(例:可搬型代替交流電源設備)のLCO逸脱の宣言のタイミングについて、下記のように整理した。 ・2N要求設備である可搬型代替交流電源設備の場合、2系列未満1系列以上となった場合には、条件Aにて残りの可搬型代替交流電源設備が動作可能であることを確認する。 ・動作確認の結果、動作可能な可搬型代替交流電源設備が1系列以上の場合には、条件Aで要求される措置を継続して実施し、1系列未満の場合には条件Bへ移行し、条件Bで要求される措置を実施する。  可搬型代替交流電源設備、代替原子炉補機冷却系、海水移送設備、可搬型代替注水ポンプ(A-2級)について、2N未満1N以上となった場合に要求される措置を追記した。	済

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
	審査会合	2020/7/9	その他	格納容器の過圧過温防止するための手順について、ベントの実施を当直副長が判断することに疑義を生じかねない記載があることから、許可での議論を踏まえ記載を見直すこと。	コメント回答資料 「格納容器ベント フローの注釈の 記載について」	事故時運転操作手順書(シビアアクシデント)フローの格納容器ベントを実施する際の注釈の記載について、設置許可変更申請書を踏まえ、当直副長が格納容器ベント判断をすることが明確となるよう、緊急時対策本部へ「相談」から「連絡」に変更した。	済
153	ヒヤリング	2020/7/14	審査会合(6/2) コメント回答資料	P3の判断フローについて、注釈※の処理等をよりわかりやすく記載すること。また起動する非常用ディーゼル発電機の号機を明確にすること。	審査会合資料	注釈※について、降灰終了後の対応を補足するものであったが、そもそも降灰終了後の対応を説明する本資料においては補足自体が不要なものであったため削除を行った。起動する非常用ディーゼル発電機においては、A系、B系の表記を追記した。	済
154	ヒヤリング	2020/7/14	27条 (TS-48)	RSSでの注水設備の水源の監視について、その要否を整理し、説明すること。	・RSSコメント回答 ・27条実条件性能比較表 ・TS-48	RSS内に設置されている監視計器について、選定根拠に基づき再整理した結果、以下の監視計器を追加した。 ・復水貯蔵槽水位、サブプレッションプール水位、原子炉補機冷却水系流量	済
155	ヒヤリング	2020/7/14	27条 (TS-48)	RSSのLCO適用期間について、冷温停止中のRSSの維持の要否を整理し説明すること。	TS-48	RSSのLCO適用期間について、冷温停止中のRSSの維持の要否を整理しTS-48に追記した。	済
156	ヒヤリング	2020/7/14	48条 (TS-81)	ドライウエル点検後の窒素ガス封入のタイミングとCR引き抜きタイミングの関係をわかりやすく示すこと。また、モードスイッチの「状態」を示すこと。	TS-81	TS-81の表を修正し、モードスイッチの「状態」記載した。また、ドライウエル点検終了から窒素ガス置換が完了するまでの期間についても解るように修正した。	済
157	ヒヤリング	2020/7/14	48条 (TS-81)	格納容器内の酸素濃度を1.8%以下と規定しているが、格納容器圧力逃がし装置を動作不能とみなすための1.8%以下と従前の格納容器内の酸素濃度の運転上の制限3.5%以下の両者を運転上の制限に記載してはどうか。	TS-81 DB条文コメント回答資料	条文の運転上の制限の記載を1.8%以下だけではなく、3.5%以下についても追記した。また※を追記し、1.8%以下に格納容器圧力逃がし装置内における水素燃焼防止のための制限値、3.5%以下に原子炉格納容器内の水素及び酸素濃度を可燃限界未満に維持するための制限値の記載も合わせて追記した。	済
158	ヒヤリング	2020/7/14	59条 (TS-73)	原子炉停止の判断の流れについて、第59条及び第60条の要求される措置と第73条(運転上の制限を満足しない場合)の(1)の適用との関係を整理して説明すること。	TS-73	TS-73に別紙を追加し、整理した内容を記載した。	済

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
159	ヒヤリング	2020/7/14	61条 (TS-86)	燃料移送系のタイラインのバルブについて、機能を期待するのであれば、LCO対象であることを条文中で明確にすること。	TS-86 DB条文コメント回 答資料	第61条とTS-86にLCO対象であることを追加した。	済
160	ヒヤリング	2020/7/14	62条	表62-1の注釈※4について、6号炉のA系も「A及びA-2」と構成となっているように読めるので記載を適正化すること。	DB条文コメント回 答資料	第62条の記載を修正し、6号炉と7号炉で別々の記載とした。	済
161	ヒヤリング	2020/7/16	添付3 (TS-42)	TS-42 P7 「7号炉の原子炉主任技術者」が冗長であり、条文案の文章を見直してはどうか。	TS-42	TS-42の当該記載部分、「7号炉の原子炉主任技術者については、」の記載を削除した。	済
162	ヒヤリング	2020/7/16	第5章 燃料管理	ヒアリング説明資料 保安規定 第5章 燃料管理(第79条～86条) 保安規定の反映要否の判断の理由について、記載を充実させること。(備考欄の記載の充実)	コメント回答資料 第5章 燃料管理	保安規定第5章 燃料管理(第79条～第86条)の備考欄の記載を追加した。	済
163	ヒヤリング	2020/7/21	74条 (TS-35)	66-16-3関連 6・7号炉の非常用D/Gから5号炉原子炉建屋内緊急時対策所への給電について、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所分が非常用D/Gの負荷として積み上げられ、成立することを確認しているか説明すること。	コメント回答資料	7号炉の非常用D/Gから5号炉原子炉建屋内緊急時対策所への給電について、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所分が非常用D/Gの負荷として積み上げて、成立することを確認している。	済

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
164	ヒヤリング	2020/7/21	74条 (TS-35)	66-16-3(緊急時対策所の代替電源設備)について、6号炉からの給電のラインの位置づけを説明すること。	・TS-35 ・TS-25(改訂1) P1075, P1085	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の電源については、通常時は7号炉の非常用電源母線又は6号炉の非常用電源母線から給電し、シビアアクシデント時は代替電源として5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型電源設備(電源車)から給電できる設計としている。  給電に際しては、電源元より負荷変圧器及び交流分電盤を経由して、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の各負荷に分配されるため、負荷変圧器及び交流分電盤の青旗点検時に保全作業時の措置とする行為は同等の機能を有する「代替品の確保」に見直すこととする。  なお、6号炉の非常用電源母線からの給電はDBの扱いであり、当該SA設備の要求される措置においては「代替品の確保」と合わせて確認することとしていたが、7号炉の工事計画認可としては、6号炉の非常用電源母線からの給電は対象としていないことを踏まえ、6号炉の確認を削除する。	済
165	ヒヤリング	2020/7/21	74条	TS-35の「第74条を適用して保守点検を実施する設備リスト」の66-12-4を保安規定第74条の表74にも記載すること。	保安規定変更箇所抜粋 (第74条)	TS-35の「第74条を適用して保守点検を実施する設備リスト」の66-12-4を保安規定第74条の表74に記載した。	済
166	ヒヤリング	2020/7/21	TS-37	点検及び試験の項目の「機器点検」、「総合点検」等の内容を追記すること。	TS-37	点検及び試験の項目の「機器点検」、「総合点検」等の内容を追記した。	済
167	ヒヤリング	2020/7/21	TS-37	「低圧ゴムt袋」:誤字修正すること。	TS-37	「低圧ゴムt袋」から「低圧ゴム手袋」に修正した。その他確認し、誤字を修正した。	済
168	ヒヤリング	2020/7/21	TS-37	表中の項目の「保全方針又は頻度」について、頻度しか記載がないので、項目は「頻度」が適切ではないか。	TS-37	表中の項目の「保全方針又は頻度」について、「頻度」に統一した。	済
169	ヒヤリング	2020/7/21	66条 (TS-25)	No.150 追加コメント 耐圧強化ベント系が動作不能と判断したときに、速やかに格納容器圧力逃がし装置の動作可能を確認し、遅滞なく格納容器圧力逃がし装置の運転上の制限を満たしているか判断できるようにすること。	TS-25 コメント回答資料	耐圧強化ベント系が動作不能と判断したときに、速やかに格納容器圧力逃がし装置の動作可能を確認し、遅滞なく格納容器圧力逃がし装置の運転上の制限を満たしているか判断できるように記載した。 なお、66-5-1格納容器圧力逃がし装置についても同様に記載した。	済

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
170	ヒヤリング	2020/7/21	TS-73	TS-73の資料内で引用している保安規定条文について、最新の変更案の条文番号となっていることを確認すること。	TS-73	最新の変更案の条文番号60条⇒59条に修正した。	済
171	審査会合	2020/7/21	66条 (TS-25)	No.146 追加コメント 6号炉に関する自主対策設備の扱いで、他に対応が必要な設備がないか確認すること。 (影響ないことが確認できたならば、その旨を回答すること)	コメント回答資料	66-12-1以外にAOT延長の変更(30日⇒10日)が必要な設備はないことを確認した。 なおAOT延長に影響しないがコメントを踏まえ、6号炉設備が記載されていた、以下条文の要求される措置の見直しを行った。 ・66-14-1(MCR居住性) ・66-16-3(TSC電源)	済
172	審査会合	2020/7/21	66条 (TS-25)	No.147 追加コメント PARの設置許可における個数は56個で、これを前提にプラント停止に至る通常のアOTを設定すること。	TS-25 コメント回答資料	PARの設置許可における個数の56個を運転上の制限の必要数とし、AOTを設定した。	済
173	審査会合	2020/7/21	66条 (TS-25,26)	No.149 追加コメント 実条件性能確認では、実条件に即した十分な方法で、性能確認をすることを要求している。 CSP水位、S/P水位等の他条文のLCOを気にして、実条件により近い確認方法を採用しないというのは認められない。 CSP水源を用いた性能確認の実施を検討すべき。	コメント回答資料 (TS-91, TS-81)	原子炉隔離時冷却系は、定事検・月例試験ともにサプレッションプールを水源としたサーベイランスを実施してきたが、実条件性能確認の観点から踏まえ、復水貯蔵槽を水源とした確認運転を実施することとする。  詳細は、TS-91で説明する。	済

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
174	ヒヤリング	2020/7/27	TS-41	TS-41に関連する運転操作手順書を確認し、PCVベント操作以外においても、当直副長が主体的に操作判断すべきものについて、手順上それが明確となっていないものがあれば、記載を適正化すること。	TS-41 (第880回審査会 合にて提出済み)	当直副長が主体的に操作判断すべきものについて、手順上それが明確となっていない以下の記載の適正化を図った。 ・炉心損傷前のPCVベント操作(相談⇒連絡) ・炉心損傷前の原子炉急速減圧手順におけるMSIV隔離条件解除操作(相談⇒連絡)	済
175	ヒヤリング	2020/7/27	TS-37	TS-37の重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表の電源車の起動確認の1Mについて、保安規定第66条(66-12-2)の電源車の3か月毎のサーベランスと同じものなのか、説明すること。	TS-37(改訂3) p28, p70	重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表の点検及び試験の項目は、許可に関わらず従前より設備を保有しているもので、保守のための自主管理の方法を記載しているものもあり、電源車の起動確認の1Mはこれにあたる。 一方、SA設備については、実条件性能確認を考慮し動作可能であることを担保するために必要なサーベランスを保安規定に設定したので、この内容を含め、今後保全の有効性評価(SRCM評価)をまとめ、社内で点検計画を定め、保全計画書(定事検申請書の添付資料)を提出する予定。ついでには、保安規定第66条(66-12-2)の電源車の3か月毎のサーベランスも取り込まれることになる。 なお、設備・資機材一覧表の点検及び試験の項目にも本来はサーベランスも含めるべきであるが、サーベランスについては「4.サーベランス頻度の設定について」で説明していることから、設備・資機材一覧表からは抜いた形としている。また、サーベランスの一覧表の点検及び試験の項目にはサーベランスに係る点検、試験のみを記載している。	済
176	ヒヤリング	2020/7/27	TS-37	重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表に保安規定第66条(66-12-3)の号炉間電力融通ケーブル(常設)が含まれていないのは何故か。 また、本一覧表は何を整理して記載しているものか、説明すること。	TS-37(改訂3)	本一覧表は技術的能力、手順書をもとに設備をリストアップしており号炉間電力融通ケーブル(常設)も含むべきであることから追加を行なった。 今後、保全対象とした設備・資機材は点検及び試験の項目、頻度を保全計画へ反映し、定事検報告の添付として保全計画を提出する予定。	済

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
177	ヒヤリング	2020/7/27	17条の3	関連 指摘事項に対する回答 降灰環境での屋外PCVベント操作に関して、操作に用いる弁で現在 工事中のもの(3個)について設置位置、操作性を説明すること。	TS-78 (第880回審査会 合にて提出済み)	現在設置工事中である弁(3個)について、設置位置が分かる 写真を追記した。操作性については、設置済の弁と同 様、周辺に作業の支障となる設備はなく、降灰環境下にお いても視認性に影響はないことから、作業は実施可能であ ると考える。	済
178	審査会合	2020/7/30	—	震災当時の福島第一及び福島第二での仮設ケーブルでの電源復旧 対応に鑑みれば、このような作業をスムーズに行えるようにすること は一定の意味があると考えられるが、設置許可の際にもケーブルの 端末処理等を直営訓練で行っていると説明されていることも踏まえ、 実際にどのような訓練をどのような問題意識で行っているのか説明 すること。また、その際、現場での作業だけでなくそのような判断をす るための力量管理についても説明すること。	第880回審査会 合	第880回審査会合にて回答済	済
179	—	2020/7/31	TS-46	積雪時に使用する資機材を審査資料(TS-46)に記載すること。	・TS-46(改訂3)	積雪時に使用する資機材として角スコップ、長靴を安規定 第17条の3(火山影響等)に記載をしていたが、積雪対応は 保安規定上は第17条の4(その他自然災害)で整理すること になったことも踏まえ、第17条の4に「積雪」の項目を追加 し、積雪時に使用する資機材を明確化した。この際、積雪 対応を円滑に行うために配備している防寒手袋、スノーダ ンプ等についても追記を行った。	済
180	ヒヤリング	2020/8/4	—	柏崎刈羽7号炉の審査を踏まえ、BWR基本方針のLCO適用期間等 を見直す場合、基本方針の変更案の審査会合への付議の仕方を BWR電力内で相談すること。	—	KKの保安規定認可を頂いた後、後続のBWR電力の保安規 定審査予定時期までに基本方針の改定を行う方向でBWR 電力内で合意した。	済
181	ヒヤリング	2020/8/4	66条 (TS-80)	No.144,145追加コメント 要求される措置の観点の66-14-2(BOP閉止措置)については、 プラント運転中に想定される重大事故に対応するもので プラント停止時に必要がないと整理した旨を明確にすること。 (7/9審査会合資料のP21の主旨の反映)	・コメント回答資 料 ・TS-80(改訂4)	66-14-2(BOP閉止装置)について、プラント停止時に必要 がないと整理した旨を明確にした。	済

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
182	ヒヤリング	2020/8/4	—	No.163追加コメント 引用している工認資料が最新版のものであるか確認すること。 7号炉のD/Gの負荷にTSCが含まれるのであれば、工認の資料においてそれを明確にすること。	・コメント回答資料	8/4ヒアで提示した工認資料は旧版で、最新の工認の資料を提示する。 工認上の整理として、7号炉D/GからK5TSCに給電する回路は技術基準要求上の対象設備と扱っていないことから、工認資料へのK5TSCに係る負荷に関する記載はしないこととする。  また、保安規定(66-16-3:緊急時対策所の代替電源設備)の要求される措置としての「7号炉D/GからのK5TSCへの受電確認」については、工認上の扱いを踏まえ削除する。 なお、基本方針のとおり、要求される措置としては「代替手段の確保」が必要な行為であり、当該受電確認はそれに加えて自主的に設定していたものである。	済
183	ヒヤリング	2020/8/4	TS-91	復水貯蔵槽を水源とした原子炉隔離時冷却系の運転確認の起動工程における実施のタイミング、やり方等の方針が決まったら説明すること。	・TS-91(改訂1) ・コメント回答資料(第39条実条件性能比較表)	原子炉隔離時冷却系の復水貯蔵槽を水源とした運転確認を定格熱出力到達後に実施する定期事業者検査「原子炉隔離時冷却系機能検査」にて実施することとする。 具体的には、サブプレッションプール水源での自動起動試験を実施後に水源を復水貯蔵槽に切替え運転確認を実施する。	済
184	ヒヤリング	2020/8/6	TS-37	No.175,176のコメント回答に記載の内容TS-37にも追記すべき。 (資機材表は現時点のドラフトで今後社内で本表を管理していくこと、保全対象とした設備・資機材は点検・試験の項目・頻度を保全計画に反映すること等)	TS-37(改訂4)	設備・資機材一覧(案)についての今後の社内の管理方針を「3. 新規制基準関連設備・資機材配備の記載の考え方について」に追記した。	済
185	ヒヤリング	2020/8/6	TS-37	電源車の点検項目がP28では精密点検、P70では分解点検。 同じ内容であれば、用語を合わせるべき。	TS-37(改訂4)	「精密点検」と「分解点検」は同じものを指しているため「分解点検」に用語を統一した。	済



No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
186	ヒヤリング	2020/8/13	TS-40	工認でのサブドレンの取り扱いを確認すること。 (サブドレンは自主設備の扱いで工認の基本設計方針に反映していないということであれば保安規定への反映は不要で、マニュアル等に基づいて自主管理することになる)	コメント 回答資料 (No.186)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水排水設備は基本設計方針に記載している工認対象設備である。</li> <li>また、地下水排水設備の耐震強化並びに電源強化を行うが、万が一停止した場合に備え自主設備として可搬式ポンプを配備している。(基本設計方針記載なし)</li> <li>なお、地下水排水設備及び可搬式ポンプの運用については3次マニュアル「浸水防護管理要領」に定めて管理する。(保安規定への反映は不要)</li> </ul>	済
187	ヒヤリング	2020/8/13	TS-40	P4,P5の注釈の扱いを整合させること。	コメント 回答資料 (No.187)	<ul style="list-style-type: none"> <li>P5に注釈を追記した。</li> </ul>	済
188	ヒヤリング	2020/8/13	TS-64	「使用前事業者検査の対象となる規定」は使用前事業者検査終了日以降に適用することとしているが、この場合、「使用前事業者検査の対象となる設備に関する規定」とした方が適切である。 第12条(運転員等の確保)について、運転員、緊急時対策要員等の配置は燃料装荷前からであったとしても、それら要員の力量付与・認定の仕組みは保安規定施行後から適用すべきで、NRAはそれを原子力規制検査で確認したいと考えている。 また、他号炉に燃料装荷を行わない旨は、保安規定施行後から適用すべきと考える。 附則の記載を再検討するとともに、各条文をどのタイミングで適用するのか、説明すること。	TS-64(改訂1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「使用前事業者検査の対象となる規定」を「各原子炉施設に係る規定」に見直した。</li> <li>要員の力量付与・認定の仕組みは保安規定施行から適用する旨明確にした。</li> <li>他号炉の燃料装荷を行わない旨、附則で明確にした。</li> <li>17条、17条の2～9については、7号炉の発電用原子炉に燃料体を挿入する前の時期における各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとした。ただし、それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備に係る規定については当該検査終了日以降に適用する。</li> </ul> <p>詳細は、TS-64で説明する。</p>	済

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
189	ヒヤリング	2020/9/3	TS-40	P20 No. 72 可燃物管理については保安規定に具体的に規定する項目があるのでそちらを記載してみてもどうか。 (他についても具体的な対応箇所があるものは修正すること)		ご指摘を踏まえ保安規定の記載項目を見直すこととする。 なお他についても必要であれば今後の工認補正を踏まえた改訂と合わせて修正する。	
190	ヒヤリング	2020/9/3	TS-40	P35 No. 146 工認の説明書記載は、屋外及び屋内アクセスルートとなっており、社内マニュアルにおける具体的記載案は屋外アクセスルートの関する内容に加え、 屋内アクセスルートに関する内容を追記してはどうか。 (他についても記載不足があれば追記すること)		ご指摘を踏まえ社内マニュアルの追記を行うこととする。 なお他についても必要であれば今後の工認補正を踏まえた改訂と合わせて追記する。	
191	ヒヤリング	2020/9/3	TS-64	第17条関連の教育訓練を保安規定施行から適用するのであれば、附則において使用前事業者検査終了日以降に適用する内容から「教育訓練」を除く旨を規定すればよいのではないか。(例:なお、教育訓練に係る規定は除く。)  1～6号炉について規定した第17条の9(電源機能等喪失時の体制の整備)は、現行条文の第17条の2と同じ内容であり、保安規定施行時から適用することとしてはどうか。 この場合、7号炉については、7号炉に係る第17条関連条文が適用となるときに切り替わるので、それまでは7号炉のみ現行条文の第17条の2を従前の例として適用することとなる。  条文毎の適用時期を明確にするため、表等で整理してはどうか。	TS-64(改訂2)	・第17条関連の教育訓練を保安規定施行から適用する旨を附則にて明確にした。 ・第17条の9を保安規定施行時から適用することとした。 ・保安規定条文毎に適用時期を表で明確にした。  詳細は、TS-64で説明する。	